

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館 学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

大規模災害時における文化財レスキュー事業に関する一考察：東日本大震災の活動から振り返る

メタデータ	言語: ja 出版者: National Museum of Ethnology 公開日: 2015-07-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 日高, 真吾 メールアドレス: 所属: 国立民族学博物館
URL	https://doi.org/10.15021/00003793

大規模災害時における文化財レスキュー事業に関する 一考察

—東日本大震災の活動から振り返る—

日 高 真 吾*

A Study of Rescue Projects for Tangible Cultural Properties
at Times of Large-scale Disasters:

I look back on the rescue operations of the Great East Japan Earthquake

Shingo Hidaka

わが国において、全国規模で展開した文化財レスキューは、1995年の阪神・淡路大震災を契機とする。それから約15年のときを経た2011年に、東日本大震災に遭遇してしまった。そして、東日本大震災ではこれまで経験したことのない大量の被災文化財に対して、阪神・淡路大震災からは2度目となる文化財等レスキュー事業がおこなわれた。2011年度から2012年度の2年度にわたっておこなわれた本事業は、阪神・淡路大震災の経験はもちろん、それ以降の災害において実践されてきた文化財レスキューの経験を活かし、大きな成果を上げたと評価できる。一方で、東日本大震災での文化財等レスキュー事業は、次の災害を想定した場合、活動体制やその方法についての課題も明らかになった活動でもある。

そこで本論では、筆者自身が参加した東日本大震災における文化財等レスキュー事業を通して、その活動内容と課題について明らかにし、次の災害に備えた文化財レスキューの在りようについて考察した。その結果、文化財レスキューは、救出・一時保管・応急措置で終わらせるものではなく、レスキューした被災文化財を積極的に展示等で活用し、被災地の復興活動や地域再生につなげなければならないことを明らかにした。また、被災文化財をとおして、災害の記憶をどのように次世代に引き継いでいくのかという課題も視野に入れなければならないことを指摘した。ただし、文化財レスキュー後の活動をどのように考えるかについては、未だ経験も少ないことから、今後の活動のなかで事例を積み上げて検証することが喫緊の課題であるとした。

*国立民族学博物館 文化資源研究センター

Key Words : disaster, Great East Japan Earthquake, cultural properties, rescue operations for tangible cultural properties, conservation science

キーワード : 災害, 東日本大震災, 文化財, 文化財レスキュー, 保存科学

Rescue operations on a nationwide scale for tangible cultural properties damaged by disaster in Japan began with the Great Hanshin-Awaji Earthquake of 1995. About 15 years later, we suffered the Great East Japan Earthquake.

In the Great East Japan Earthquake, rescue operations for tangible cultural properties damaged to an unimaginable degree were carried out for the second time. Of course these operations, over two fiscal years 2011 to 2013, could take advantage of the experiences of the Great Hanshin-Awaji Earthquake and later disasters. They have been considered a great success.

However problems became apparent with the activities and methods used in the rescue operations, which must be addressed before the next disaster.

In this paper, I have explained the activities and the problems of the rescue operations in which I took part, and have pointed out other methods of rescue for damaged tangible cultural properties in order to prepare for the next disaster.

I have also made it clear that rescue operations for tangible cultural properties cannot be considered complete with rescue, temporary storage, emergency treatment, but that those properties should be displayed in exhibitions, and must be connected to the reconstruction activities and regional revitalization of the affected areas. In addition, I also point out the problems of carrying over to the next generation the conservation of the damaged tangible cultural properties. However, we still have little experience of such rescue operations, and I think that we need more case studies obtained from future activities.

1 はじめに	3.3 救出活動の体制
2 わが国における文化財レスキュー	4 文化財レスキューにおける一時保管と整理・記録の活動
2.1 文化財レスキューの初動	4.1 一時保管の活動
2.2 東日本大震災における文化財レスキューの体制	4.2 一時保管の作業からはじまる整理・記録の作業
2.3 救援委員会の活動内容とその対象	4.3 一時保管場所の環境
2.4 東日本大震災でおこなわれた文化財レスキューの進め方	5 文化財レスキューにおける応急措置活動
2.5 文化財保護法にみる文化財レスキューの位置づけ	5.1 応急措置作業の概要
3 文化財レスキューにおける救出活動	5.2 東日本大震災での応急措置活動
3.1 東日本大震災での救出活動	6 結論—文化財レスキュー後の活動
3.2 救出活動に必要な装備と心構え	

1 はじめに

大規模災害が発生し、被災地の文化財が危機的な状況に陥った際、全国規模の文化財支援活動の体制が整えられる。このような体制は、1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震を起因とする阪神・淡路大震災ではじめて整えられ、文化財等レスキュー事業（以後、文化財レスキューとする）がおこなわれた。そして、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震に起因する東日本大震災での文化財レスキューにおいて引き継がれた。本論は、東日本大震災における文化財レスキューについて考察するものであるが、はじめにわが国で最初におこなわれた全国規模の文化財レスキュー事業である阪神・淡路大震災の活動について概観する。

阪神・淡路大震災の被害状況の大きさが明らかになってくると、文化庁は兵庫県教育委員会、古文化財科学研究会（現文化財保存修復学会）、日本文化財科学会、全国美術館会議、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会などの関係機関の代表者と同年2月13日に東京国立博物館で協議し、「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会（仮称）」の設立について合意した。そして、2月17日には正式に「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」を発足させ、東京文化財研究所を事務局、神戸芸術工科大学を現地

本部とした体制を編成した（文化財保存修復学会 2000: 7-11）。

このときの「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」（通称、文化財レスキュー隊）の活動について、当時、文化財保存修復学会の中心メンバーのひとりとして活躍した内田俊秀氏は詳細な報告を述べている（内田俊秀 2000: 14-18）。特に、救出活動で実働した文化財レスキュー隊の身分を示すための腕章の着用、文化財レスキュー後に芦屋市美術館が実施した救出した写真資料の整理作業、これらの活動の成果をもとにした展示会の開催、さらに救出活動そのものを被災地で理解いただくためのシンポジウムの開催などの事例報告は、2011年の東日本大震災における文化財レスキューの活動の在り方について考える上でも、示唆に富んだ内容となっている。筆者もこれらの成果を参考にしながら、東日本大震災における文化財レスキュー事業に参加して、その活動成果を報告してきた（日高 2012a: 81-89; 日高・岡田 2012: 56-57）。また、このような、阪神・淡路大震災の文化財レスキューの活動は、その後の大規模災害において、わが国の文化財関係者がどのような視点で活動しなければならないのかについて平常時に心得ておくべきことを整理する機会ともなった。

また、阪神・淡路大震災は、文化行政にも大きな影響を与えた。文化庁は、1974年4月4日に刊行された『文化庁防災業務計画』を1996年5月26日付で修正した（文化庁 2000: 153-159）。この修正で特に注目されるのは、第5章「文化財等の災害予防等」の「第2 応急対策」において、「3 文化財等の救援事業」として、文化財等救援委員会の設置が定められていることであろう¹⁾。また、文化財等救援委員会の設置に関するものとして、『文化庁非常災害ハンドブック（抄）』も作成している（文化庁 2000: 159-161）。本ハンドブックは、非常災害時における文化庁の体制を明示するとともに、非常災害の際の文化財等救援委員会の設置要綱を定めている。ここでは、文化財等救援委員会が設置されるための要件のほか、応急措置や一時保管等の救援委員会として果たすべき役割を明示した内容となっている。

以上のように阪神・淡路大震災を契機として、国内文化財保護の監督機関である文化庁は、その経験をもとに、平常時における災害への備えを法的に整備してきたが、ただ法的整備だけをおこなっていたわけではない。その一つに阪神・淡路大震災から2年後の1997年6月に文化庁文化財保護部から刊行された『文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引書』がある（文化庁 2000: 148-152）。本手引書は、文化財の災害対策について、「文化財を災害から守る基本的な考え方」、「収蔵・保管に当たっての災害対策」、「公開・展示に当たっての災害対策」、「災害発生時における緊急の保全措置等に関する対策」という4つの観点から簡潔にまとめている。しかしながら、筆者

が東日本大震災の文化財レスキュー事業に参加した際には、残念ながら本手引書の認知度はそれほど高いものではなかった。災害への備えとして基本的な内容を示し、平易な表現と簡潔な文章にこだわった本手引書は、一読するに値するものであり、文化財関係者の必携のものとして推奨したい。

このように文化庁は、阪神・淡路大震災における文化財レスキューを通して、災害に備えた文化財対応について取り組んできているが、この活動は文化庁だけにとどまるものではない。災害に備えた文化財への支援の体制は、学会をはじめとする任意団体や民間レベルでもさまざまな形で整えられていくこととなる。

例えば、筆者が所属している学会の一つである文化財保存修復学会は、阪神・淡路大震災の経験をもとに、理事会のなかに「災害対策調査部会」という常設の部会を1995年6月4日に設置した(日高・内田2014:315)。このことによって、被災した文化財に対する支援を常に実施できる体制を整えられた。また、これまで直面してきた災害に対して実施した活動を取りまとめ、情報を発信し続けている。本学会の災害時における具体的な活動とは、被災した文化財の修理設計を主な活動としている。まず、文化財を所管する被災地の教育委員会と連携を図りながら、被災地の文化財被害の情報収集を実施し、被害程度に応じた文化財の修理設計をおこなっている。その際、必ず被災地からの支援要請を学会に対して提出することを前提としている。このことによって、学会からの一方的な支援活動ではなく、所有者との連携のもと実施する活動として位置づけられ、両者が責任を持ちながら活動を推進することになるのである。この一連の作業は、文化財レスキューの活動でおこなわれる救出・一時保管・応急措置という3つの活動を引き継ぐものである。すなわち、被災地が自身の力で「被災した文化財」を「元の文化財」へ戻していく活動の第一歩であり、被災文化財への効果的な支援活動として評価されている。また、これらの活動内容は、必ず学会の大会発表や刊行物として取りまとめ(文化財保存修復学会編2000;2007;2013)、WEB上での情報公開にも努めている(文化財保存修復学会HP2014)。

そのほか、文化財保存修復学会と同じ学術団体である全国美術館会議の動きも見逃せない。全国美術館会議は、美術作品やそれに関わる資料・情報を集め、保存、研究、公開しながら、未来の世代に伝えていくという使命の実現を目的とした団体である。阪神・淡路大震災の文化財レスキューに参加した団体のひとつであり、当時は、主に絵画のレスキューを担当した。そして、阪神・淡路大震災の経験を第46回(1997年)の総会で「大災害発生時の救援ネットワーク案」としてとりまとめ、続く第47回(1998年)の総会では、「大災害時における対策等に関する要綱」、「大災害時におけ

る連絡網実施要領」,「大災害時における援助活動実施要領」を完成させた(全国美術館会議 HP 2014)。そして,東日本大震災の際には,ここで定められた要綱や要領を活かす形で,いち早く,被災地の情報収集および支援活動を開始した。

なお,阪神・淡路大震災における文化財レスキューは,新たな文化財支援の枠組みも創出した。その代表的な団体に歴史資料ネットワークがある。歴史資料ネットワークは,阪神・淡路大震災の発生を契機に,被災した歴史資料の保全を進めるために,関西の歴史学会関係者をはじめ,大学院生,博物館,文書館,図書館関係者,郷土史研究者などにより1995年2月に結成された団体である。主な活動の内容は,災害時の歴史資料の保全と活用,災害で被災した資料の保存と活用,日常時の災害に備えた活動であり,さまざまな災害において,被災した歴史資料の保全に関する助言を積極的におこなっている。また,本団体はこれまでの経験をもとに,全国各地に同様の活動をおこなう歴史資料ネットワーク結成の支援も進めており,現在,日本史系の学科を有する全国の大学機関を中心に歴史資料への災害対策の活動を展開している。

以上,阪神・淡路大震災の文化財レスキューの体制とその後の活動について概観してきた。この経験は2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震に起因する東日本大震災の文化財レスキューで確かに活かされるものとなった。そこで本論では,筆者自身が参加した東日本大震災の文化財レスキューを通して,大規模災害時における文化財レスキューの在りようについて考察したい。

2 わが国における文化財レスキュー

2.1 文化財レスキューの初動

災害時における文化財レスキューの枠組みは,阪神・淡路大震災を契機としていることはすでに述べたが,今一度,阪神・淡路大震災を振り返りながら,当時の文化財レスキューについて詳細に振り返る。

阪神・淡路大震災は,1995年1月17日に発生した兵庫県南部地震を起因としたものである。この地震は当時の記録としては,戦後の地震災害のなかで最大規模の被害を出した都市直下型の地震で,文化財に対しても甚大な被害をもたらした。このような文化財被害の状況を鑑み,文化庁は,兵庫県教育委員会,古文化財科学研究会(現文化財保存修復学会),日本文化財科学会,全国美術館会議,全国歴史資料保存利用機関連絡協議会などの関係機関の代表者と同年2月13日に東京国立博物館で協議し,

「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会（仮称）」の設立について合意し、2月17日に正式に「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」が発足した。このことによって、事務局が東京文化財研究所、現地本部が神戸芸術工科大学に設置され、文化財レスキューの体制が整えられていくこととなったのである（文化財保存修復学会 2000: 7-11）。

「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」の組織構成は、東日本大震災において、わが国の2回目となる救援委員会の組織づくりに引き継がれ、さらなる充実化が図られた。また、阪神・淡路大震災でおこなった文化財レスキューの活動内容として、指定文化財、未指定の文化財に関わらず、被災地にとって文化財と位置づけられるものはすべてレスキューの対象とするという原則や、被災地で支援活動をおこなう際の装備品や救出、一時保管、応急措置の方法は、阪神・淡路大震災後の国内災害が発生するたびに参照され、その活動水準は着実に向上してきた。つまり、阪神・淡路大震災の経験は、さまざまな災害の場で被災する文化財レスキューのモデルとなっていると評価できるのである。

しかし、阪神・淡路大震災から東日本大震災にかけておこなわれてきた文化財レスキューでは、いまだ解決をみない課題がある。それは活動を開始する初動の時期である。この活動の開始時期は、2つの視点から議論されることが多い。その視点とは「迅速に現地に入り、作業を開始する」という視点と「被災地の担当者が外部支援者を受け入れられる段階になってから作業を開始する」という視点である。前者の視点である、被災後速やかに活動に入るという迅速性をより強調している文化財防災マニュアルに、「文化財防災ウィール」がある（写真1）。文化財防災ウィールは、アメ



写真1 文化財防災ウィール

リカで作成された“Emergency Response and Salvage Wheel”を文化財保存修復学会の監修のもと翻訳し、文化庁が2004年に発行したものである。その内容は、洪水、火災、地震、台風をはじめとする自然災害や、配水管の破裂などによる水害といった緊急事態が発生した際に、博物館等の収蔵品におこなうべき対処法についてまとめた内容となっている。また、文化財防災ウィールは、Side 1、Side 2で構成されており、Side 1は、緊急時の48時間以内におこなうべき対処法が示され、Side 2には、救助と収蔵品の応急措置のアドバイスが示されている。このなかで、Side 1に記されている被災後48時間以内とされている文化財の救出のタイミングは、確かに被災した文化財の散逸や汚泥等による材質の劣化、CDをはじめとする電子媒体のデータ保存の猶予時間を考慮すると、妥当である。ただし、ここで示されている48時間という時間はあくまで被災した文化財を構成している素材の劣化を防ぐために処置しておくべき内容をまとめたものであり、混乱著しい被災地の状況のなかでの対策を示したものではない。したがって、文化財防災ウィールに記載される活動は、基本的に日常時の心構えとして文化財担当者が知っておくべき内容をまとめたものといえる。ただし、劣悪な環境となる被災現場は、文化財の劣化を着実に促進させる。したがって、文化財レスキューを少しでも早く開始するという試みは間違った判断ではない。

一方、災害発生後、迅速に活動を開始するという考え方に対して、被災地の受け入れ体制が整ってから活動を開始するという視点は、被災地、被災者の心情をも加味したうでの活動といえる。筆者は東日本大震災の文化財レスキューに参加するにあたって、被災直後は、被災地の文化財被害の情報収集、文化財レスキューを実施するために必要な予算案の作成と予算獲得のための折衝などの準備に時間を割いていた(日高2012b: 131-135)。この活動は、被災地において、筆者たち外部からの支援者を受け入れる体制ができるのを待ちつつ、準備を整え、文化財レスキューをおこなうタイミングを計っていたという目的もあった。ただし、被災現場で物性的な劣化が進んでいる被災文化財に対して具体的な対応ができていないわけではないという焦りがあったことも事実である。このように相反する現実は、やはり異常な事態のなかでおこなう文化財レスキューの開始時期のむずかしさを端的に示したものといえよう。以上のことから、この文化財レスキューの開始時期について、一刻も早く活動を開始する迅速性と、被災地の状況に合わせながら活動を開始するという2つの視点は、どちらが正しいのかという点については、どちらも正しいということになる。

迅速性・緊急性が求められる被害状況としては、保存科学の観点から考察すると、被災した文化財の劣化が進行していくという問題がある。その代表的なものに、古文

書をはじめとする紙資料や写真、あるいは絵画などの文化財群があげられる。これらの文化財は、物理的な強度が弱く、かつ腐敗しやすいという特性をもっている。実際に東日本大震災においてもこれらの文化財群の文化財レスキューのタイミングは早かった。NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワークのグループは、震災後、直ちに情報収集を始め、ガソリンが確保でき、車での移動が可能になった4月4日には石巻市での調査を展開している（佐藤 2012: 25-50）。また、阪神・淡路大震災の経験を活かして、1998年6月に「大災害時における対策等に関する要綱」および実施要領を定めていた全国美術館会議は、3月12日から情報収集をはじめ、4月27日には石巻文化センターで所蔵されていた美術作品の文化財レスキューを開始している（村上 2012: 151-155）。このようなタイミングは、公文書をはじめとするアーカイブス関連の文化財の保存を専門に研究する国文学研究資料館の青木陸氏も同様であった。青木氏は、いち早く釜石市役所の公文書の被災状況の調査に現地に入り、公文書をはじめとする紙資料のレスキューの活動を開始した（青木 2012: 121-130）。これらの活動はいずれも文化財レスキュー活動の初動のタイミングを誤ったものではなく、被災による文化財の劣化を最小限に食い止めるため、可能な限り早く現地に入り、成果を上げた事例として評価できる。なお、これらの文化財群を専門とする団体が現地にすばやく入れるのは、前述したような阪神・淡路大震災以降の活動事例で紹介したように、日常的に災害を想定したネットワークづくりを丁寧におこなっていたことが要因と考える。

次に、被災地の受け入れのための準備状況をみながらの文化財レスキューの開始時期について考えてみたい。この場合、まずは被災地の教育委員会あるいは公立博物館などの現地の文化財拠点の機能復帰が前提となる。災害時では、人命の救助、その地域のインフラの復帰といったものが最優先されるべき課題といえるが、実は文化財レスキューもこのタイミングでおこなわれる方が効果的な場合が多い。ただし、文化財レスキューの対象となる文化財は誰のものかと考えた場合、それはその文化財を育んできた被災地の人々のものであり、文化財レスキュー後の返却先もこれらの人々なのである。この点は重要なことで、元の地域に返却した後のこれらの文化財の扱われ方を考えた場合は、この視点を見誤ってしまうとせっかくレスキューした文化財が、被災地において余計なことをされてしまった邪魔なモノといった先入観とともに、有効に活用されないという事態を引き起こしかねない。実際に、筆者が経験した文化財レスキューのなかでも、余計な支援と誤解を受けて、それならばこれらの文化財は廃棄しますという厳しい意見が出されたことがある。結果的に、さらに丁寧に説明をした

ことで、文化財レスキューの趣旨を理解していただき、無事に作業をおこなうことができた。この危険性は、東日本大震災の文化財レスキューの活動のなかで、ともに活動した加藤氏が、「地元の方にこの大変な状況のなかで、今文化財のことをしている場合なのか」と詰め寄られたという経験が如実に物語っている（加藤 2012: 68-86）。

このような被災地と救援委員会のような外部支援者をつなぐ結節点となるのが、日常的に被災地の住民と地域文化財の情報交換をしている教育委員会や博物館である。混乱の真ただちにある被災地において、文化財レスキューをおこなう場合は、被災地の方々に筆者たち外部の支援者を受け入れてもらうことが必須となる。その信頼感を構築できなければ、筆者たちは火事場泥棒と変わらない存在となってしまう。そうならないためには、やはり被災地で受け入れていただく状況ができるのを待つことも重要となってくるのだ。

このような観点から、文化財レスキューの初動のタイミングは、やはり2つの視点が必要といえよう。ただし、もっとも重要なことはこの2つのタイミングが相反するものではなく、状況に合わせながらその開始時期を見定めることなのだと考える。

2.2 東日本大震災における文化財レスキューの体制

それでは次に、実際の文化財レスキューの体制について、東日本大震災の事例を振り返りたい。東日本大震災による文化財被害に対して、文化庁は直ちに全国規模の文化財支援体制の枠組みをつくりはじめ、『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会』（以下、救援委員会）を2011年4月1日に発足させた。この救援委員会は、東日本大震災で被災した文化財の救援活動に対して全国的な支援体制を構築して実施することを目的とし、文化庁のよびかけに応じた団体で構成され、東京文化財研究所（以下、東文研）が事務局となって活動を展開することとなった。その概略を示したのが図1である。東文研に事務局が置かれた理由は、独立行政法人国立文化財機構の一員として日常的に文化財の歴史・保存修復技術に関する研究をおこなっている機関であること、阪神・淡路大震災の際にも設置された「救援委員会」の事務局を務めたという経験、そして被災地にも文化庁にも近い東京に立地している地理的条件である。しかしながら、筆者は図1の組織図をみていて常に違和感を覚え、実際の活動でも少し問題を感じたことがある。それは、被災地に設置されている県立博物館・美術館が救援委員会の構成団体に入っていないということである。東日本大震災での文化財レスキューでは、全国の博物館・美術館の学芸員が数多く参加いただいた。これは救援委員会の組織図の外にある全国の都道府県の教育委員会や博物館施設等への協力

救援委員会組織図

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

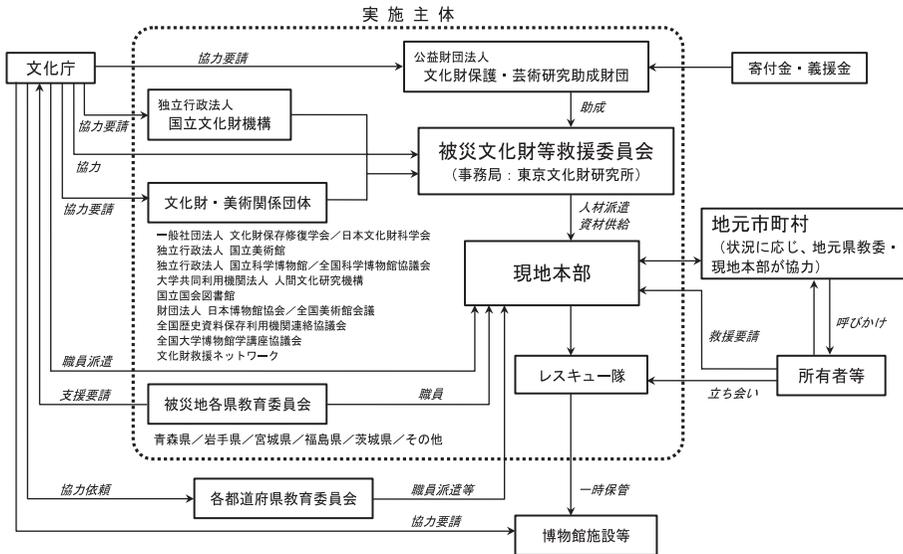


図1 救援委員会組織図

依頼によることが大きく、その窓口となった日本博物館協会や全国美術館会議が果たした役割は大きかった。しかし、被災地に設置される県立博物館や美術館は、文化財レスキューに参加することはもちろん、救出活動のあとの一時保管や整理・記録、応急措置の活動において、保管場所や資材置き場、あるいは作業場の提供などの協力を得ることになる。つまり、文化財レスキューへの関わり方が被災地以外の博物館・美術館よりももっと主体的にならざるを得ないのだ。その際、救援委員会のような組織に明記されていない場合、どこまで主体的に協力をおこなえばいいかの判断に迷いが生まれる。東日本大震災においても、県立博物館・美術館が組織内に明記されていないことで、どこまで主体性をもって関わるのかについて不明瞭になり、作業計画をたてている際に、どこまで協力を求めていいかの判断に苦慮することがあった。ただし、被災県に設置されている県立博物館や美術館の協力がなかったということは一度もない。各館とも可能な限りの労力を割いて、救援委員会の活動に協力をいただき、健全なパートナーシップが形成できていた。しかし、その協力をいただく上で、組織内なのか、組織外なのかで文化財レスキューを現場で担当する筆者たちが、目にも見えない隔たりを感じたのは事実である。そして、協力関係を作るにあたって、各機

関がどのような立場で文化財レスキューに協力するのかについて繰り返し議論されることが多く、少しでも迅速な活動を意識していた筆者の立場からは、その議論の時間に焦りを覚えることも多かった。このような議論の背景には、博物館や美術館の組織規定のなかに災害をはじめとする緊急時に各館が果たす役割が定められてないこともあると推察できる。このような規定は、筆者が所属する国立民族学博物館の組織規定のなかにもみあたらない。したがって、緊急時に急遽、組織化される救援委員会の構成団体に被災地の県立博物館・美術館が参加することが難しいことも理解できる。したがって、このこと自体を批判することは意味がない。むしろ、次の枠組みを考える際には、今回のこの事実を反省し、博物館・美術館の組織規定や運用規則のなかに災害支援の項目を反映することを自治体に働きかける努力をしていくことが大切だと考える。

2.3 救援委員会の活動内容とその対象

救援委員会の活動期間は、当初、2011年4月1日から2012年3月31日までとし、文化財を緊急的に避難させ、より安全な状態に置くことを最優先の目的とした²⁾。そして、実際の活動内容やその対象は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー）実施要項に以下のように定められている（東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局 2012: 267）。

事業の内容

地震等による直接の被災や、被災地各県内の社寺、個人及び博物館・美術館・資料館等の保存・展示施設の倒壊又は倒壊等の恐れ等により、緊急に保全措置を必要とする文化財等について、救出し、応急措置をし、当該県内又は周辺都県（以下「当該県内等」という。）の博物館等保存機能のある施設での一時保管を行う。

事業の対象物

国・地方の指定等の有無を問わず、当面、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財及び美術品を中心とする。

これらの内容を要約すると、救援委員会の活動は、救出、一時保管、応急措置の3つの活動を柱として支援するものであり、その対象は国・地方の文化財指定等の有無

にかかわらず、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、有形民俗文化財等の動産文化財および美術品を中心としたものであると示されている。このことを明らかにするために「文化財等」という用語が用いられているのだが、この点については、個人的な意見をもっている。文化財とは、本来、指定・未指定を問うものではない。あくまでこれらの文化財のなかで、特に重要なものが指定文化財となり、保存のために必要な修理予算がともなう場合に、補助事業等の対象にこれらの指定文化財がなるということである。したがって、文化財保護行政が対象とする文化財は、予算措置をともなう指定文化財だけであるという解釈がなされてしまい、文化庁や自治体の教育委員会で保護の対象とされる文化財は、指定品に限られるというのが実情であろう。そのため、災害時における救援の対象が指定文化財を優先するのではないかとの誤解を受ける可能性が高くなり、あえて、ここで対象とする文化財は指定の有無を問わないということを示す必要が生じたのだと考える。しかし、文化財保護行政の法的根拠となる文化財保護法は、指定文化財だけを保護の対象とする法律なのだろうか。この点については、次項において文化財保護法に基づいた文化財レスキューの在り方を考察する。

なお、救援委員会の事業の対象には、化石や昆虫・植物標本をはじめとする自然史の資料は明記されていない。これは、文化財保護法の第2条が示している文化財のなかに含まれていないことにも関係している。しかし、東日本大震災の文化財レスキューの対象には多くの自然史の資料も含まれていた。結果として今回は、“文化財等”という表現をあえて用いたことで、それらの資料群も対象とすることが可能となった。この点では、「文化財等」という表現が意味をもったと評価できる。

2.4 東日本大震災でおこなわれた文化財レスキューの進め方

救援委員会の実際の活動は、4月中旬以降にはじまった。その活動は、救援委員会に対して文化財レスキューの支援要請を提出した県に限っておこなうという原則があったことから、実際には救援要請をいち早く提出した宮城県から開始され、その後、岩手県、福島県、茨城県へと活動が広がっていった。また、救援委員会では、現地本部を各県に設置し、そこを拠点に活動をおこなうことがイメージされた。つまり、現地本部と被災県の教育委員会の担当者がそれぞれ連携をとり、さらに、市町村の教育委員会ときめ細かくかわかることを目指したのである。ここで強調されていたことは、文化財の所有者の意向である。文化財レスキューでは、人命救助のように無作為に民家にはいり、がれきを取り除きながら、搜索することはしない。文化財には必ず

所有者がいるため、その所有者が承知していないところでそれを探索し、救出することはしないという原則のもと活動をおこなっていった。したがって、被災地の方々と日常的に信頼関係を築いている市町村の教育委員会の協力は欠かせなかったのである。

また、救援委員会の活動には当然、資金が必要となる。そこで、活動資金には、当時の文化庁長官であった近藤誠一氏から、東北地方太平洋沖地震による被災文化財の救援と修復への協力について、「文化庁の救援活動経費として皆さまの寄付金、義援金をお願いしたい」ということがよびかけられ、救援委員会の活動資金はこれによって集められた義援金・寄付金が充当された。そして、この資金は公益財団法人文化財保護芸術研究助成財団に集められ、そこから救援委員会に助成というかたちで支給され、人材の派遣や資材の供給をおこなうというシステムが整備されていった。

2.5 文化財保護法にみる文化財レスキューの位置づけ

「阪神・淡路大震災文化財等救援委員会」や「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」は、任意の団体ではあるものの、いずれもわが国の文化行政をつかさどる文化庁の呼びかけで設置された団体であり、公的な要素の強い団体である。「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」（以下、救援委員会）の活動内容やその対象は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）実施要項で定められていることはすでに述べたが、この要項の基軸にあるのは、文化財保護法である。ここで、筆者のなかで整理すべき課題がひとつ見出せる。それは、文化財レスキューの対象を指定文化財、未指定文化財の区別することなく実施するために、「被災文化財等」という表現が用いられていることについてである。確かに、文化財保護行政の対象の多くは、指定文化財に限られている場合が多い。未指定文化財については、これからそれらの文化財を指定にするための作業をおこなう際に、はじめて保全活動がおこなわれる場合が多い。果たして、このような文化財保護行政のあり方は本来的なものなのであろうか。この点については、文化財レスキューがおこなわれる現場でも、曖昧にされているという実感もある。

そこで、ここでは文化財レスキュー事業実施要項と文化財保護法を丁寧に見ながら、文化財レスキューのなかで用いられる「被災文化財等」という表現について考えてみたい。

前述した文化財レスキュー事業で対象物とした文化財は、指定、未指定を問わず、被災地の貴重な文化の「財」として位置づけられたものすべてを対象とするという決意が読み取れる。この解釈は、地域文化の「財」をレスキューするという点で、間

違った視点ではない。しかし、先ほども述べたように、平常時の文化行政のなかでその範疇とする文化財は、国や県、あるいは市町村によって指定されたものだけであると説明されることが多い。しかし、災害という緊急時には、この解釈のままでは地域文化の「財」となる文化財に対して、行政は何もできないということになる。

文化行政が文化財の保存を積極的におこなう場面として、劣化や破損が進んだ文化財の保存修復や保存処理をおこなう事業があげられる。この事業では予算が発生し、その場合に国から補助金がだされることが文化財保護法には記されている。しかし、この補助金制度の条項が示される以前に、文化財保護法では文化財とは何かという条項、文化財の保存のための行政の責任を明らかにする条項が示されている。そこで今一度、文化財保護法を読み解いてみたい。まず、文化財保護法における、文化財の保存について、第1章総則第1条は以下のように記して、文化財を保存し、活用していくことの決意表明をしている。

この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

また、文化財保護法における文化財の定義について、第1条に続き、第2条に以下のように示されている。

この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖

地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))でわが国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地でわが国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

このことから、前述した文化財レスキューの対象とした文化財は、第1項と、第3項で示されている動産の文化財を明確に示したものであり、さらに「等」とすることで、より広範な文化財群を対象にしていこうという姿勢がみてとれるのである。再び、文化財保護法を読み進めていく。第2条のあとの第3条には、文化財の保存についての責務について、政府及び地方公共団体の任務が以下のように示されている。

政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

したがって、第1条から第3条からは、わが国の文化財とは、「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであって、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることから、国、地方公共団体によって、その保存が適切に行われるようにしなければならない」と明確にうたわれているのである。ここで注目されるのは、「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」として、指定、未指定ということは明記されていないことである。そして指定文化財の規定についてはここで定義された文化財条項の後に記載される第3章有形文化財第1節重要文化財第1款「指定」の第27条に以下のように記されている。

文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

ここでは第2条の有形文化財という文化財群のなかから、重要なものを選んで指定することができるとはじめて明記されている。つまり、ここでは指定、未指定を問わずに、まずは「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」を有形文化財として位置づけたうえで、そのなかから重要なものを指定文化財としているのである。また、そのあとの第3款「保護」の管理又は修理の補助について、第35条に以下のように定められている。

重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

なお、これらの法令は、第3節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財のなかで、第83条に

重要有形民俗文化財の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

とされ、重要文化財に準じた補助制度であることを示している。

以上、ここでは、指定文化財、未指定文化財すべてを文化財レスキューの対象物とすることについて、「等」という表現を用いる必要があるのかという疑問から、文化財保護法から、文化財の定義、指定の定義、保存管理のための補助金制度について概観した。そこで、これらの条文の解釈についてまとめにはிரいたい。まず、第1条、第2条を読み解くなかで気づくのは、そもそもこれらの条文がまとめられている文化財保護法の総則では、文化財の定義に、指定、未指定という区分は設けられていないということである。また、第3条で国または地方公共団体が責任をもって保存する対象の文化財も指定、未指定の区分は設けられていない。つまり、指定、未指定に関係なく「国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないもの」はすべからく有形文化財であり、これらの文化財全般を国または地方公共団体は責任をもって、その保存を適切におこなわれるようにしなければならないと書かれているのである。わたしたちはこの点を正しく理解する必要がある。したがって、筆者は文化行政でよく

言われているような、行政が関われる文化財は指定品であり、未指定品には関与できないという考え方には賛同できない。指定文化財は、未指定の文化財という比較対象があって初めて重要かどうかの評価、選択ができるものであり、行政が負うべき文化財の責任対象から未指定の文化財を排除してしまつては、もはや指定文化財というものでは成り立たないのである。また、これらの文化財の保存は、補助金制度を利用した保存修復や保存処理のみの活動だけではない。日ごろから、地域の文化財を正しく評価し、きちんとした管理をおこなうことではじめて達成されるものであり、文化行政はこの日常の保存活動にむしろ積極的な責任をもたなければならない。この観点に立つならば、災害で地域の文化財が被災した場合、当然、それらの保存あるいは管理という活動は平常時での任務の延長線上に考えることができる。したがって、国または地方公共団体が指定、未指定を問わずに有形文化財全般をレスキューすることは、文化行政としても極めて自然な行為と位置づけられ、ここに文化財保護法の観点からの文化財レスキューの意義をみいだすことができるのである。

3 文化財レスキューにおける救出活動

3.1 東日本大震災での救出活動

文化財レスキューで最初におこなわれるのが救出活動である。わが国において、博物館が被災するような災害には、火災、地震、水害などがあげられる。また、国外に目を向けると乾燥地帯の博物館の場合には砂嵐による災害、政情や治安が不安定な地域の博物館の場合は、戦災、盗難といった人災も想定できる。東日本大震災の被害(写真2)は、地震、津波に加え、原発事故までが加わった。特に福島県では、4月21日に警戒区域が設定され、立ち入り禁止命令が出されたため、被災資料の救出活動もままならないという状況が発生した。

このような被災した博物館施設をはじめとする文化財が収蔵されている場所から、がれきなどを取り除きつつ、文化財を救出する作業が救出活動となる。救出活動は、被災現場となっている建物自体、つまり博物館等の施設が災害によって被害を受けているため、極めて危険な作業現場となっていることも多い(写真3)。したがって、被災した博物館資料の救出作業をおこなう場合は、建築診断ができる専門家に加わってもらいながら作業計画を立てることも想定しておく必要がある。

それでは、救出活動について東日本大震災でおこなった実際の救出活動を振り返っ



写真2 被災地の調査



写真3 被災した文化財収蔵庫



写真4 河川の水害で泥に参れた民俗文化財



写真5 津波被害を受けた掛け軸

てみたい。東日本大震災における文化財の救出活動で最初におこなったのは、床面に散らばっているガラスの破片を取り除き、津波が運んできたヘドロをかきだしながら、埋もれている文化財を探していく作業であった。装着しているゴーグルはすぐに汗で曇り、全身汗まみれとなりながらの作業は、体力を著しく消耗させてしまうものであった。また、どれが文化財でどれががれきやごみなのか判断がつかないものも多数でてきた。その場合は、「文化財かもしれない」ということで、すべてを救出の対象とした。廃棄されてしまったら、二度とそのものが発見されることはない。しかし、廃棄の判断はいつでもできるのである。救出活動のような苛酷な環境での作業は、どうしても作業者の判断を鈍らせてしまっていることは否めない。だからこそ、「これも文化財かもしれない。だから、まずは救出しておこう」という心構えが必要となる。また、救出した文化財の状態は、災害によって程度の差はあるが、基本的のがれき等で生じる砂埃による汚損、スプリンクラーの作動や河川の氾濫（写真4）、津波による水損（写真5）が多い。また、資料自体の転倒や落下、収蔵棚の転倒によ

る衝撃で破損してしまうという場合もある。つまりは、原形をとどめていないことも考え得る状況のなかから文化財を見つけだすことが困難な場合がある。このような局面では、救出活動をおこなう構成メンバーの専門性が重要で、日ごろからさまざまな文化財を見慣れている学芸員の協力が必要と考える。その理由として、東日本大震災の際の救出活動の事例を紹介する。ある現場で、がれきのなかに紛れてしまった現代美術の作品の一部を捜索することがあり、その結果、美術館の学芸員によって、見つけだされたという話である（小谷 2014: 26-30）。この事例は、「餅は餅屋」ということわざを想起させる。つまり、文化財の救出にはその分野の専門家である学芸員の力が欠かせないということであり、救出活動をおこなうチーム編成を考える際には、救出対象となる文化財の種別に応じながら、その編成を検討すべきであると言いたいのである。

3.2 救出活動に必要な装備と心構え

救出作業は、当然ながら作業従事者の安全を最優先させなければならない。そのためには、救出活動する参加者が、自分の身をどう守りながら作業するのかという自覚がまずは必要である。被災現場は有害なバイ菌が繁殖していることもあり、ちょっとした切り傷から破傷風になることも懸念され、被災現場に赴いて救出活動をおこなう際には、この衛生面での問題は常に頭をよぎる。ただし、このような懸念は現在の日本人にはなかなか理解しにくいことのようにだ。日本の場合、平常時における社会全体の清潔度の高さは世界的にもよく知られている。しかし、これは言い方をかえると日本人があまりにも清潔な環境に慣れ過ぎているともいえるのである。実際に筆者自身も、被災した文化財の救出活動に参加するたびに、被災現場での服装に関する緊張感や作業中の安全管理の意識が低いと感じることが多い。このことは、東日本大震災でも同様であった。また、さまざまな人が出入りする被災現場は、必ずしも平常時の治安が守られているわけでもない。そこには火事場泥棒のような人も残念ながら出入りしていることもある。このような不審者に間違われたいのためにも、救出活動に参加する作業者は、自身の安全を守ることはもちろん、それを受け入れる所蔵博物館や所有者側が安心して作業を任せられる服装や装備を身につけて作業をおこなうべきであろう³⁾。そのための装備として、長袖、長ズボンタイプの作業服、ヘルメット、マスク、安全靴、手袋、ヘッドライトは必須である。なお、安全靴については、がれきのなかに混ざっているガラスや釘などから足をまもるために底が厚いものが望ましい。安全靴には、脛までをガードできるブーツタイプや脱ぎ履きしやすいショートタイプ、耐

油性に優れた安全長靴など複数種類あるので、現場の状況からどのタイプのものが作業に適しているのかを考えて選択すると作業の効率化が図れる。これは、手袋にしても同じである。手袋にはグリップ力が強く文化財をもちやすいタイプのものや、耐水性・耐油性に優れたものがある。これも、被災現場の状況をみながら選択することが望ましい。いずれにせよ、これらの安全装備はホームセンターや作業用具専門店ですいぶん入手しやすくなっている。以上、安全装備について紹介したが、そのほかに整えておきたい道具についても若干触れておきたい。

被災現場では電気、ガス、水道が復旧していない場合が多い。自家発電機や作業場を照らすための照明器具、携帯型トイレ、手洗い用の水や飲用水が必要となってくる。また、救出した資料を整理して収納したり、移動させたりするのに発掘現場で使用されているようなテンバコや段ボール箱などが必要である。

最後に救出活動をおこなう際の作業者の心構えについて触れる。救出活動では、通常では考えられない場所で作業をするという自覚、そのような現場で自身の安全をきちんと守るという自覚、受け入れる被災地の方にこの人たちなら大丈夫だという安心感を持ってもらうための自覚が作業者にとって必要な心構えとなる。なによりも一番大事なのは、支援活動をしている人間が自身の不注意でけがなどをして、支援を受けている人から逆に支援されるという事態を引き起こさないための準備をするという意識は、支援にいく者の心構えとして必須であるということは強調しておきたい。

3.3 救出活動の体制

救出活動とはにかく、人員を要する作業となる。幸いなことにわが国は、阪神・淡路大震災以降の災害においても、官民を問わず多くの博物館・美術館の学芸員や文化財の保存機関の関係者が被災した文化財や博物館資料の救出をおこない、大きな成果を上げたという経験をもっている。そして、大きな災害が発生するたびに、これらの経験者が被災地に集結するという、世界的にも稀有な事例となっている。

実際に作業をおこなう作業チームの陣容は、全国各地からさまざまな専門性をもつ学芸員や研究者で構成される。そのため、作業に参加する者が個々の価値判断、あるいは専門性にとらわれて、ばらばらな活動を展開すると、作業目的を達成することはできない。つまり、これらの集団が烏合の衆になってしまっただけでは意味がないのである。そこで、現場を掌握し、作業計画を立て、作業者に指示を出す作業責任者が必要となってくる。

作業責任者の仕事は、救出現場の事前調査をおこなうことから始まる。事前調査で



写真6 プロパンガスのボンベが混入した文化財収蔵庫



写真7 救出活動前の作業前ミーティング

は、作業現場の状況を把握し、事故のおこらない、そして効率的な作業計画を立案する。また、危険物がある場合は事前に撤去を依頼しておくが必要になる。実際、筆者が作業責任者を務めた東日本大震災の現場では、まだガスが充てんされたままのプロパンガスのボンベがレスキューの現場に混入しており(写真6)、バルブや本体に錆が発生していた。そこで、作業予定日までにそのボンベの撤去を依頼したことがある。なお、文化財の救出活動をおこなっている時期は、いまだ被災地が復旧途中の段階であり、必ずしも道路交通網が復旧している状態ではない。東日本大震災時の救出活動では、現場までの移動時間だけで3時間ということがほとんどであった。また、阪神・淡路大震災時に筆者が携わった現地での応急措置の際も、奈良市から神戸市への移動時間が、平常時には高速道路を利用して1時間30分程度のものが、3時間以上もかかっていた。このような平常時では考えられない移動時間の長さは、現地での作業時間が十分に確保できないことと直結する。少ない時間で、どのように救出活動の成果を上げられるのか。作業計画は、事前調査のなかで綿密に練る必要がある。

次に、作業中に求められる作業責任者の仕事を具体的に示しておく。まず、作業チーム全員に作業目的、計画を説明することである(写真7)。作業チーム全員が作業目的や達成すべき目標を共有していないと効果的な成果はまず得られない。また、作業中のこまめな休憩や作業場の安全確保に努め、けが人や事故のない現場管理を実現しなければならない。救出現場でよく見られる光景に、誰も休憩をとらずに長時間、無我夢中で作業をおこなっている事態に陥っていることがある。当然といえば、当然であろう。救出現場の参加者は全員、なんとかこの現場の文化財を少しでも多く救い出したいという強い意志をもって参加しているからである。そして、少しでも多

くという意識は、休憩どころではないという行動へとつながっていく。しかし、この行動は間違いである。救出現場の過酷な状況は前述したとおりである。したがって、休憩をきちんととらなければ、脱水症状や熱中症になる危険も高いのである。その場合、どうなるのであろうか。結局、被災地の方の助けに頼ることになるのである。すなわち、支援している人に逆に支援されてしまうということになってしまい、これではいったい、何をしに来たのかわからなくなってしまう。そうならないために、休憩および、頭を冷静にするという自衛策が必要なのである。さらにいうならば、救出活動を一日おこなったからといって、その一日ですべてが終わるわけではない。多くの人が何日もかかっておこなうのが、救出活動をはじめとする文化財レスキューなのである。ここでは一人、ひとりの力を結集して大きな成果を出すことが重要であり、個人の体力の瞬発力に頼って一日限りの救出活動をおこなっても、それほど大きな成果に結びつかない。むしろ、一日、一日の救出活動を安全にきちんと積み上げていくことが結果的に大きな成果を生むのだ。作業責任者はこのことを自覚するとともに、作業チームにこの意識を共有させることも任務の一つとなる。ちなみに、筆者が作業責任者を務めた東日本大震災での救出活動では、40分の作業をおこなったのち、10分の休憩をとることをルールにして取り組んだ。その結果、休憩の意味についても仲間と共有することができ、実に効果的な救出活動へと展開したと考えている。

4 文化財レスキューにおける一時保管と整理・記録の活動

4.1 一時保管の活動

一時保管の作業は、救出作業の現場から文化財を移動させ、安全な場所で一時的に保管するというものである(写真8)。ここでいう安全とは、雨や風がしのげるということはもちろん、施設を施錠でき、管理するという防犯対策も条件に含まれる。

一時保管の作業では、被災した博物館の担当者が立ち会える限られた時間のなかで、文化財を一気に保管場所へ移送することが求められる。被災地では、文化財の救出活動の前に生活全般の復旧活動や復興活動が求められ、博物館担当者といえども、博物館のことだけに専念することは許されない。このような限られた時間の状況のなかで、大量のものを一気に運び出すには、文化財移送で必ずおこなわれる「美術梱包」をしている時間はない。そのため、脆弱なものは別として、ある程度強度のあるものは、可能な限りトラックの荷台に積載して移送しなければならない(写真9)。しか



写真8 体育館施設を利用した一時保管場所



写真9 荷台に積載された被災文化財



写真10 不安定な道路状況

し、やむを得ないこととはいえ、移送時の破損事故などは文化財保存の専門家がおこなう作業のなかで起こしたくない。したがって、荷台には強度の強いものを下に、低いものを上に積み込んでいくことを心がけた。このときに、やはり博物館の業務に精通している学芸員がいると心強い。なぜならば、すでに日常業務の経験のなかで感覚的にこれは梱包しなくてもある程度大丈夫であるとか、この強度ならば養生した方が良いであるとか、この脆弱さならば梱包が必要であるなどの判断が瞬時にできるからである。とはいえ、被災地の道路は、陥没したり、亀裂や段差が生じたりしており、さらには道路そのものが波打っているような状態である（写真10）。そのような道路を移動していく際のトラックの荷室の衝撃もイメージしながら、文化財を積み込まなければならなかった。そのため、積み直しの作業を繰り返すこととなり、いたずらに時間が経過することもあった。限られた時間のなかで立ち会っていただいた被災地の担当者の方は、そのような作業手順に苛立つこともあったと想像するが、実に根気強くつきあっていただいた。その結果、筆者が関係した移送作業はもちろん、救援委

員会が実施した移送作業で事故はおこっていない。

なお、ここでの移送作業では、日頃、トラックを運転するドライバーではなく、筆者も含め、乗用車に乗り慣れている人間が、不慣れなトラックの運転をすることになる。そして、前述したような道路状況のなか、事故を起こさないように50 kmから100 km、あるいはそれ以上に離れた目的地まで移送しなければならない。移送作業で筆者も何度かトラックの運転を経験した。うまくいった場合はそれなりの達成感があるのだが、気づかないうちに体力、気力を疲弊させる作業でもあった。したがって、過酷な条件のなか一人の運転者で安全運転に努めるのは難しい。複数人のドライバーを確保したうえで、交代しながら運転し、移動中の安全にも留意することも必要であり、そのような作業チームを編成することもここでは求められる。

4.2 一時保管の作業からはじまる整理・記録の作業

以上のように一時保管の作業は、時間的な制約のなかで迅速な活動が求められる。しかしながら、ここで忘れてはならないことは、文化財を本来の場所から一時的にせよ移動させるということである。だからこそ、この活動をおこなう際には、所有者の立会いが必要なのである。また、このときには何を移動させたのかという情報を残すことが必須である。Aという施設の「〇〇という文化財〇点」という情報がなければ、その後の活動において、対象とする文化財の点数を確認できないということになる。つまり、救出された被災文化財に紛失が生じた場合も、何が紛失したのかもわからないということになるのだ。そこで、一時保管の作業では、大まかではあるが全体の点数を確認する作業が必要であり、ここで、文化財レスキュー活動で最初の「整理・記録」という作業がおこなわれる。ただし、限られた時間のなかで文化財を移送する作業であることから、完璧なリストを作成することを目標にしないことも大事であろう。何をもちて完璧なリストとするのかは、文化財のそれぞれの分野や研究者によって違ってくと思うが、ここでいう完璧なリストとは、所蔵機関のなかでの管理番号が1点ごとに明記され、さらにその名称までを整えられたリストをひとつのモデルとする。このようなリストを作成するには、当然、所蔵機関が持っていた台帳との突合せが必要であり、資料台帳がないと次に進めないという状況になる。そして、このようなリスト作成作業を救出現場で実施することは、ほぼ不可能である。そもそも台帳がどこにあるかもわからないことが多く、よしんばあったとしても、汚損し、破損した文化財を一点ごとに確認することは、安全な場所に速やかに移動し、管理するという一時保管の作業目的からはずれてしまう。そこで、東日本大震災の文化財レス



写真 11 ひとつのテンバコに収納されていた民俗文化財



写真 12 東北学院大学による台帳作成作業

表 1 被災文化財の支援活動

救出	被災した文化財を被災現場から救出する作業
一時保管	救出した被災文化財を安全な場所に移動し、一時的に保管する作業
整理・記録	救出した被災文化財の点数を確認し、記録する作業
応急措置	被災文化財のほこりや泥を除去し、さらに悪い状態にならないためにおこなう作業
保存修復	本格的な保存修復が必要と判断された被災文化財に対して、保存修復の専門家がおこなう作業
恒久保管	所有者の下に返却、もしくは博物館などに預けて、恒久的に安全に保管する作業
研究・活用	上記の作業のなかでおこなわれる専門的な研究活動、また、その成果を展示などを通して社会に公開する作業
防災	被災文化財の支援活動全体の経験や教訓を活かし、次の災害に備えるための作業

キューでの一時保管の作業のなかで筆者がおこなったことは、まずは救出した文化財をまとめて入れたテンバコを箱数で数えることとした。その上で、テンバコに文化財を納める前に、納める文化財の全体がわかるように1カットで写真を撮影し、テンバコに付与した仮番号とともにその写真データを管理することとした(写真11)。このことによって、一時保管前の点数が完全ではないにしても、少なくともテンバコごとに、その全容を知ることができるようにしたのである。もっとも、この作業には続きがある。一時保管場所での管理ができるようになると、次には応急措置という作業へと活動は移っていく。応急措置の作業は、いうまでもなく文化財1点ごとに何らかの処置を施す作業となる。つまり、文化財レスキューに参加する筆者たちは、ここではじめて被災した文化財について1点ごとに対峙できるようになり、再び「整理・記録」の作業の機会を得ることができる。そこでは、対象となる文化財1点ごとの写真撮影、マーキングや番号タグの確認と記録、そして資料台帳がある場合には、台帳との

突合せ作業をおこなっていく（写真 12）。したがって、応急措置での「整理・記録」の作業は、前述の完璧なリストに近いイメージとなるが、必ずしも応急措置の際に、この完璧なリスト作りをおこなわなければならないということではない。筆者は被災した文化財を再生させるための作業として、救出、一時保管、整理・記録、応急措置、保存修復、恒久保管、研究・活用、防災という段階があると考えている。それぞれの段階の活動について表 1 に示す。これは、以前、筆者が企画した「歴史と文化を救う——阪神淡路大震災からはじまった被災文化財の支援」⁴⁾ で整理した項目を再整理したものである。リスト作りは、これらの被災した文化財を再生させる活動段階において少しずつ整えられていくことがむしろ望ましい。肝心なのは、それぞれの活動段階で絶対必要な情報を付与していくこと、そして、それぞれの活動で付与した情報が必ず次の活動にも引き継がれ、その履歴が一覧できるような状態にしておくことである。

4.3 一時保管場所の環境

被災地における一時保管の場所では、いわゆる温度湿度や光がコントロールされている博物館の収蔵庫環境と同等の環境は望めないことが多いということはいうまでもない。また、災害時においては、さまざまな施設が被災していることから、比較的状態の良い場所は、すべて避難所や救援物資の資材置き場などにあてられる。このことは至極、当然である。したがって、被災した文化財等の一時保管場所として提供される場所は、このような避難所や資材置き場として利用されなかった場所となる。

被災した文化財は、災害そのものの被害に加え、一時保管場所へ移動されるまでの間にさらされた雨や風、粉塵などによって、劣化が進行する。だからこそ、前述した文化財防災ウィールに記されているように、一刻も早い救出、一時保管、応急措置が求められてくるのである。したがって、とにかく雨や風、粉塵の影響を受けないですむ一時保管場所での管理は、まさに文化財を将来につなぐための保存活動の最初の一步なのである。ただし、一時保管場所へ運び込まれた文化財はすでに劣化要因にさらされ、その文化財自体が周辺を汚損するなどの劣化の原因となっている場合もある。そのために、この劣化要因を取り除くための応急措置が必要となるのであるが、同時に一時保管場所の環境をどのように安定させるのかも重要な活動となる。

災害時に一時保管場所として提供されるのは、学校の空き教室や使用されていない施設のエントランスなどのケースが多い（写真 13）。これらの場所は、大きな窓、大きな開口部が必ずある。そして、空調システムはまず機能してない。それではこのような施設では、どのような保存上の問題があるのだろうか。



写真13 食堂施設を利用した一時保管場所



写真14 気仙沼市旧月立中学校

大きな窓や開口部は、開閉のためにサッシに取り付けられているレール等に隙間がある。そのため、外気の影響を受けやすい状況となっている。このことは、温度湿度の大きな変動を生み出し、脆弱化した文化財はこの温度湿度の変動によって、破損や変形をきたす危険が高まる。また、外気の影響を受けやすいということは、わずかな隙間からも侵入する埃による汚損が懸念され、文化財を食害する害虫の侵入をも許してしまい、生物被害が発生しやすい環境となる。さらには、大きな窓は外光が入射しやすく、さらなる温度湿度の変動や紫外線などの劣化要因に文化財をさらしてしまうことになってしまう。

それでは、どのような対策をとるべきなのだろうか。この課題については、博物館環境に詳しい保存科学者との連携を推奨したい。保存科学は文化財の保存を学問的に探求する研究分野であり、このなかには博物館環境も研究対象となっている。特に、2009年4月30日に公布された「博物館法施行規則の一部を改正する省令」において、学芸員養成課程で「博物館資料保存論」が必修科目（2012年度に必修）となった前後に、博物館環境についてとりまとめられた保存科学の研究成果はさまざまな形で出版されている（三浦・佐野・木川 2004; 独立行政法人東京文化財研究所編 2011; 石崎編 2012; 本田・森田編 2012）。ここでは、温度湿度の管理や生物被害対策など一時保管場所においても留意したい事項が整理されている。

一時保管場所の環境改善の具体的な事例として、廃校となった学校の教室を利用した宮城県気仙沼市の旧月立中学校の事例を紹介する。旧月立中学校は、中山間地に立地し、大正時代に建設された木造2階建ての校舎である（写真14）。建物自体はまだしっかりしているものの、壁面の板の継ぎ目は収縮し、隙間が生じている。また、教室の窓からは外光が入射するとともに、紫外線を発する一般的な蛍光灯による照明が

取り付けられていた。このことから、旧月立中学校は、温度湿度が安定しにくく、さらに隙間等から害虫が侵入しやすい環境にあると判断できる。また、隙間や外光の入射によって温度湿度の変動が大きく、この変動差から文化財の破損や変形が生じたり、害虫やカビによる生物被害が発生したりするなどの事故が起こりやすい環境であると考えた。さらに、外光の入射や一般的な蛍光灯は、文化財の劣化要因のひとつである紫外線にさらされる環境であるということもいえる。

このような旧月立中学校の環境を数値として実証するため、環境調査をおこなった。また、その比較対象として、新潟県村上市の旧荃太小学校収蔵庫の環境調査を村上市教育委員会の協力を得ておこなった。3階建ての鉄筋コンクリートの校舎となる旧荃太小学校は、簡便な改修工事で教室にドライエリアを設け、文化財収蔵庫とした施設である（日高・園田・和高・河村・橋本・小谷・幡野・村上市教育委員会 2013: 108-109）。各施設の建物内で収蔵庫が設けられている2階の区割りについて、旧月立中学校を図2に、旧荃太小学校を図3に示す。

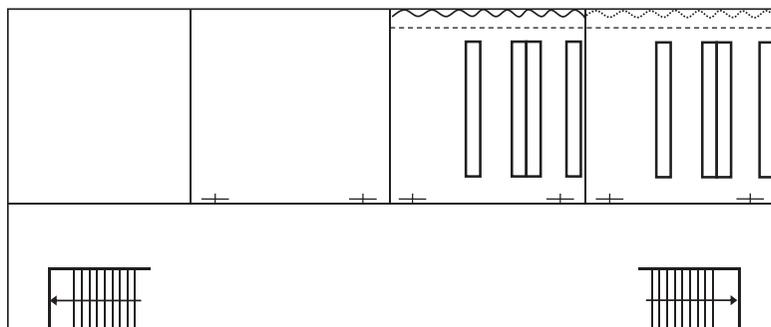


図2 気仙沼市旧月立中学校収蔵庫 2階概略図

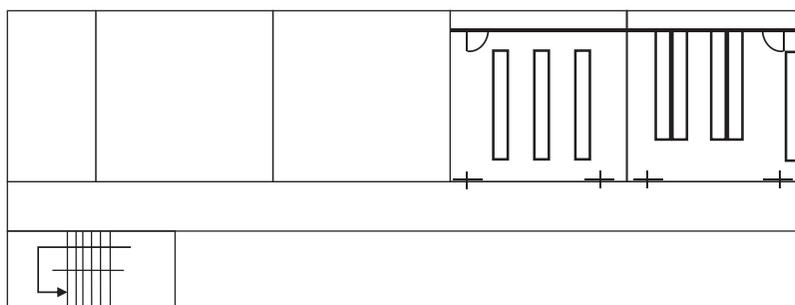


図3 村上市旧荃太小学校収蔵庫 2階概略図

両施設でおこなった環境調査は、以下の項目で実施した。

- 1) データロガー（おんどとり：T&D 株式会社）による温度湿度の測定（通年）
- 2) 捕虫トラップ（イカリ消毒株式会社）を用いた生物生息調査（年4回）
- 3) エアーサンプラー（BIO SAMP MBS-1000：日水製薬株式会社）による空中浮遊菌の調査
- 4) パーティクルカウンタ（KM-02 型：リオン株式会社）による塵埃量の調査
- 5) UV モニター（UV モニター 774：ELSEC）による照度と紫外線の測定
- 6) パッシブインジケータ法（有機酸・アルカリ用：株式会社内外テクノス）による空気環境の調査

上記の調査結果について、それぞれについてまとめると次のようになる。

まず、年間の温度湿度の推移について、旧月立中学校の収蔵庫と外気の影響を直接受けやすい廊下の結果を図4に示す。また、旧荃太小学校の収蔵庫と廊下の結果を図5に示す。ここで最初にいえるのは、窓側にエアドライゾンを設けた旧荃太小学校の収蔵庫の温度湿度は、大きな振れ幅もなく安定して推移しており、エアドライゾーンが温度湿度を安定させるのに大きな効果があることがわかる。ただし、両施設とも相対湿度は、60% RH から 70% RH とやや高めで推移していることから、カビが発生しやすい湿度環境にあることは留意しておく必要がある。また、旧月立中学校の収蔵庫は、旧荃太小学校の収蔵庫に対して、廊下の温度湿度の変動に影響されている傾向が見て取れる。このことは、より外気の影響も受けやすい建物構造になっていることがわかる。そこで、1ヵ月ごとの温度湿度の変動幅について、表2に示す。表2の結果から、両施設の湿度でもっとも大きな変動をみせるのが4月となる。この結果をもとに、両施設の収蔵庫における温度と相対湿度の相関を図6に示す。これらの結果からも、旧荃太小学校の温度湿度の動きはより安定していることがわかる。したがって、学校を一時保管場所として考える際、木造校舎は、鉄筋コンクリートの校舎に比べ、より温度湿度の変動が大きくなるということに留意したうえで、利用しなければならない。

次に捕虫トラップによる生物生息調査の結果を表3に示す。この結果から、両施設とも、捕獲虫の大半は外部から侵入したダニ目やワラジムシ目であり、現在のところ文化財害虫自体の捕獲は少ないものの、この総捕獲数の多さは、文化財害虫の侵入の可能性も十分に考えられ、虫害の発生が懸念されることには違いない。また、両施設

表2 各月における平均温度湿度および各月の温度湿度の最大値最小値

気仙沼市旧日立中学校		2012年 6月	2012年 7月	2012年 8月	2012年 9月	2012年 10月	2012年 11月	2012年 12月	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月
収蔵庫 温度	最大値	26.9	34	34.1	33.6	28.3	18.7	11.5	9.2	11.7	18.8	18.6	24.7
	最小値	15.9	19.3	23	17.1	10.6	3.8	-2	-3.5	-3.5	-0.9	3	6.9
	最大値-最小値	11	14.7	11.1	16.5	17.7	14.9	13.5	12.7	15.2	19.7	15.6	17.8
	平均	20.6	25.4	28.5	26.0	17.4	10.5	5.4	1.2	1.7	6.0	10.5	15.4
収蔵庫 湿度	最大値	79	76	75	81	85	85	82	81	77	73	78	84
	最小値	47	55	53	53	51	53	50	52	45	40	40	46
	最大値-最小値	32	21	22	28	34	32	32	29	32	33	38	38
	平均	63.2	65.9	64.8	68.8	69.4	70.6	64.2	65.4	61.3	55.4	57.7	61.5
廊下 温度	最大値	26.2	32.6	33.7	32.1	26.6	17.1	11.9	7.5	9.1	17.7	17.9	24.1
	最小値	14.9	18.8	22.2	16	9.3	2.6	-3.8	-4.5	-4.3	-2.7	2.4	6
	最大値-最小値	11.3	13.8	11.5	16.1	17.3	14.5	15.7	12	13.4	20.4	15.5	18.1
	平均	19.9	24.6	27.5	25.2	16.2	9.1	3.7	0.5	1.3	5.3	10.0	15.1
廊下 湿度	最大値	79	83	86	86	85	88	89	83	77	78	86	82
	最小値	45	55	51	50	45	55	59	55	49	40	40	37
	最大値-最小値	34	28	35	36	40	33	30	28	28	38	46	45
	平均	65.9	71.2	69.8	71.9	74.3	77.9	75.2	70.9	66.9	61.1	65.1	65.8

村上市旧荃太小学校		2012年 6月	2012年 7月	2012年 8月	2012年 9月	2012年 10月	2012年 11月	2012年 12月	2013年 1月	2013年 2月	2013年 3月	2013年 4月	2013年 5月
収蔵庫 温度	最大値	24.5	30.3	32.7	32.9	25.7	16.1	8.8	4.6	6.5	8.4	13.8	22.4
	最小値	17.7	23.6	27.4	23.3	15.9	6.7	1.1	0.5	-0.1	2.4	5.4	10.1
	最大値-最小値	6.8	6.7	5.3	9.6	9.8	9.4	7.7	4.1	6.6	6	8.4	12.3
	平均	21.5	25.6	30.0	28.3	20.1	11.1	3.7	1.5	1.8	5.0	9.5	15.9
収蔵庫 湿度	最大値	71	74	72	62	66	71	76	78	78	78	74	74
	最小値	63	66	61	58	55	50	58	67	59	69	52	57
	最大値-最小値	8	8	11	4	11	21	18	11	19	9	22	17
	平均	68.9	70.1	65.5	60.0	60.9	63.9	67.4	70.4	71.9	71.8	70.5	71.2
廊下 温度	最大値	26.8	31.6	33	31.8	24.7	13.6	6.3	4.2	4.6	9.1	14.1	25.4
	最小値	14.7	21.6	24.3	19	12.3	3.9	-1	-1.6	-2.1	-0.2	3	8
	最大値-最小値	12.1	10	8.7	12.8	12.4	9.7	7.3	5.8	6.7	9.3	11.1	17.4
	平均	21.0	25.3	28.5	25.4	17.1	9.0	2.2	0.5	0.7	3.6	8.7	15.6
廊下 湿度	最大値	82	86	82	79	83	86	90	91	93	89	87	90
	最小値	47	53	57	55	62	51	68	68	58	60	50	48
	最大値-最小値	35	33	25	24	21	35	22	23	35	29	37	42
	平均	68.8	75.8	71.4	71.7	75.5	78.4	82.5	83.1	80.3	78.1	76.3	74.4

で共通してみられるチャタテムシ目の捕獲は、チャタテムシ目がカビを好んで食する性質もっていることから、カビの発生を推測することができる。

空中浮遊菌の調査の結果について、両施設の収蔵庫ゾーンと廊下の空中浮遊菌の調査結果を表4に示す。両施設とも収蔵庫と廊下での差はなく、多くのカビの生息が確認される結果となった。この結果は、前述した相対湿度の推移、チャタテムシ目の捕獲といった結果とともに勘案すると、カビの対策が特に緊急性を要する環境であるといえる。

塵埃量について、両施設の収蔵庫ゾーンと廊下の5 μmの塵埃量の調査結果を表5

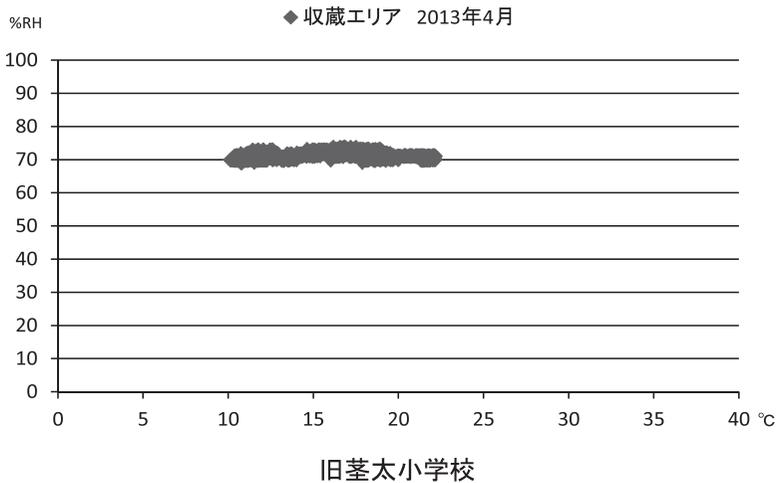
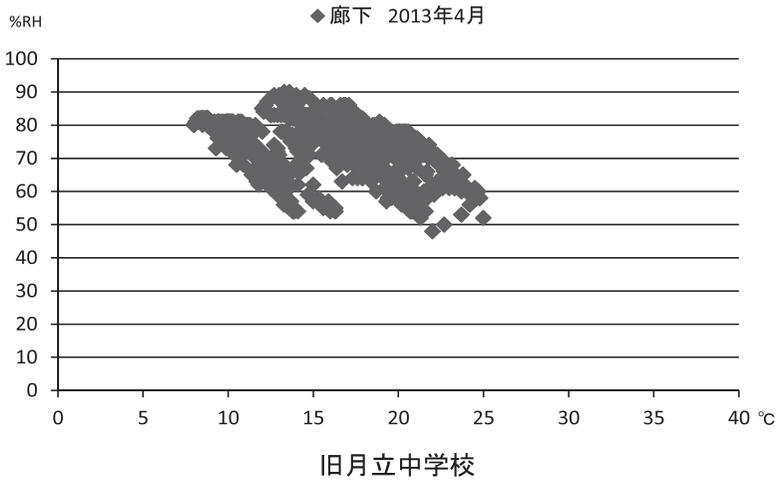


図6 4月期の収蔵庫の温度と相対湿度の相関図

に示す。どちらの施設も塵埃量が多い。また、旧荃太小学校では、収蔵庫と廊下の差がほとんどない。このことから、これら塵埃を栄養源とする害虫やカビの発生を助長する環境にあるといえる。

両施設の収蔵庫の照度と紫外線量の測定結果を表6に示す。旧荃太小学校は、窓側に木造壁を設けドライエリアを確保した結果、必然的に外光の入射が防がれている。一方、旧月立中学校は、不織布のカーテンを張って外光対策を施しているものの、その効果が得られていない。また、両施設とも博物館用ではない一般的な蛍光灯を利

表3 捕虫トラップによる生物生息調査結果

文化財害虫 (匹)	旧月立中学校	旧荃太小学校
春	チャタテムシ目 (29) カマドウマ科 (22) ヒョウホンムシ科 (7) カツオブシムシ科 (6) ゴキブリ目 (1)	カツオブシムシ科 (16) チャタテムシ目 (13) シミ目 (1)
夏	チャタテムシ目 (351) カツオブシムシ科 (23) シバンムシ科 (4) ゴキブリ目 (2)	チャタテムシ目 (45) シバンムシ科 (35) ゴキブリ目 (21) カツオブシムシ科 (11)
秋	チャタテムシ目 (46) カツオブシムシ科 (5) カマドウマ科 (5)	チャタテムシ目 (112) カツオブシムシ科 (41) ゴキブリ目 (1)
冬	カマドウマ科 (5) チャタテムシ目 (3) カツオブシムシ科 (1)	カツオブシムシ科 (8) チャタテムシ目 (4)

表4 空中浮遊菌の調査結果

空中浮遊菌		空気採取量	一般カビ数 (上)	
			好稠性カビ数 (下)	
旧荃太 小学校	収蔵庫	100	23 (アスペルギルス属 ペニシリウム属 クラドスポリウム属 不明)	
			31 (アスペルギルス属 ペニシリウム属 クラドスポリウム属 ユーロチウム属 不明)	
	廊下	100	43 (アスペルギルス属 ペニシリウム属 クラドスポリウム属 カーブラリア属 不明)	
			32 (アスペルギルス属 ペニシリウム属 クラドスポリウム属 ユーロチウム属 不明)	
収蔵庫	500	90 (アスペルギルス属 ペニシリウム属 クラドスポリウム属 不明)		
		68 (アスペルギルス属 ペニシリウム属 クラドスポリウム属 ユーロチウム属 不明)		
廊下	500	97 (ペニシリウム属 アスペルギルス属 クラドスポリウム属 アースリニウム属 ボトリチス属 不明)		
		NC (アスペルギルス属 ペニシリウム属 クラドスポリウム属 ユーロチウム属 不明)		
旧月立 中学校	収蔵庫	100	111 (トリコデルマ属 クラドスポリウム属 不明)	
			119 (トリコデルマ属 ペニシリウム属 クラドスポリウム属 アスペルギルス属 不明)	
	廊下	100	112 (トリコデルマ属 不明)	
			132 (クラドスポリウム属 ペニシリウム属 トリコデルマ属 不明)	
	収蔵庫	500	343 (トリコデルマ属 クラドスポリウム属 不明)	
			256 (アスペルギルス属 クラドスポリウム属 トリコデルマ属 ペニシリウム属 不明)	
廊下	500	399 (トリコデルマ属 クラドスポリウム属 不明)		
		253 (クラドスポリウム属 ペニシリウム属 トリコデルマ属 不明)		

表5 塵埃量の調査結果

塵埃		平均値 5 μm (個数 /cf)
旧月立中学校	収蔵庫	6,260
	廊下	1,180
旧荃太小学校	収蔵庫	2,980
	廊下	2,860

表6 照度と紫外線量の測定結果

照度・紫外線	点灯時		消灯時	
	Lux	μ W/lumen	Lux	μ W/lumen
旧月立中学校	643	309	110	215
旧荃太小学校	164	138	0	0

用しており、蛍光灯の点灯で紫外線が発生していることがわかる。

最後にパッシブインジケータ法による空気環境の調査では、両施設の収蔵庫ゾーンにおいて有機酸、アンモニアともにインジケータの変色がみられた。

以上の調査結果から、旧荃太小学校のように簡易な木造壁の設置でドライエリアを確保するだけでも温度湿度が安定し、教室の窓からの外光を防ぐことができることが明らかになった。また、博物館用の蛍光灯を設置することで、より安定した収蔵環境を創出できることも明らかである。このことは、大量に収蔵することが求められる被災文化財の一時保管場所を、簡易な改修によって、より適切な環境にすることが可能であることを示す結果となった。一方、学校という外部への開口部が多い施設的な特徴から、虫菌害が発生しやすい環境であることもあらためて明らかになった。したがって、これらの生物被害対策では、より丁寧な IPM 活動を管理者側でおこなうことが望ましいといえる。

ここで、IPM 活動について説明を入れておきたい。IPM とはもともと農業管理分野から提唱された方法で Integrated Pest Management の略である。日本語に訳すると、総合的害虫管理となるが、文化財の分野では、害虫だけではなくカビも想定する必要があることから、総合的有害生物管理という訳語が用いられる。また、文化財 IPM の考え方は、「博物館・美術館・資料館・図書館・文書館等の建物において考えられる有効で適切な技術を合理的に組み合わせて使用し、展示室、収蔵庫、書庫など資料のある場所では、文化財害虫がいないこと、カビによる目に見える被害がないことを目指して、建物内の有害生物を制御し、その水準を維持する」(公益財団法人文化財虫菌害研究所編 2014: 5) とまとめることができる。実際の活動は、現状の環境が生



写真 15 収蔵庫入り口に設置した粘着マット

物被害というものに対してどのような状態であるかをモニタリングし、これらの結果から、問題点を抽出し、その対策を取るというものである⁵⁾。

以上のような調査結果を受け、旧月立中学校では、大きな予算をかけずに改善するための対策として、校舎内での作業は上履きに履き替えることを徹底すること、一時保管場所として使用している教室の入り口には粘着マットを設置し（写真 15）、教室に入る際には粘着マットのうえで、上履きの底についているほこりなどを落としたのちに入室することとした。さらに、終業前に校舎内の清掃をおこなった後に、帰宅することとした。これらの作業は、生物被害を抑制するための IPM 活動の一環となるものである。さらに外光対策として、窓側に暗幕を設置し、教室内に外光が直接入射しないようにした。

このように十分な保管環境を創出できないことが前提となる一時保管場所を、より有効に活用するための改善策について日常的に博物館環境を研究している保存科学者は、まずは現実的な対策を提示できるのである。

5 文化財レスキューにおける応急措置活動

5.1 応急措置作業の概要

応急措置は、被災した文化財の劣化を食い止めるための作業であり、次の段階である本格修復までの間をつなぐための処理である。同時に前述してきた一時保管場所を清浄に保つためにも重要な作業である。筆者は民俗文化財の保存修復の専門家であり、災害の際、特に応急措置の作業に関わる場合が多い。したがって、本章では、筆

者がおこなってきた被災民俗文化財の応急措置について述べる。

地震や水害といった災害による文化財の被災状態は、ほこりや泥、砂などがこびりついた表面の汚損が最初に観察される。また、災害そのものの衝撃や、棚からの転倒、落下の衝撃による破損も確認される。これら文化財の表面を汚損するほこりやヘドロ、砂などは、まずは目にみえる汚れとして除去する必要があることは明らかである。一時保管場所は、整理や記録の作業、応急措置を終えた文化財の保管も合わせておこなうことから、完全ではないにせよ、ある程度の清浄環境を整えることが必要となる。また、この表面の汚損物質は、湿気を呼び込む作用もあることから、カビの発生を促進させる要因ともなる。さらには、これらの汚れは、文化財そのものの取り扱いを困難にし、整理作業などの活動を著しく阻害する要因ともなる。したがって、応急措置で最初におこなうべきは、被災した文化財を汚損している物質の除去を目的とした洗浄作業となる。

水害で被災した文化財の応急措置として、筆者は2009年8月9日の台風9号の影響によって河川が氾濫した兵庫県佐用町の洪水被害による民俗文化財の応急措置の経験がある。河川の洪水の場合、川底の泥やヘドロを巻き上げながら氾濫するため、被災した文化財のほとんどは、泥やヘドロに覆われた状態となる。そして、これらの泥は乾燥すると、ブラシなどで簡単に除去できないほど文化財表面に固着してしまう。そこで、佐用町の水害では、文化財を一度、水に浸け込んで、表面の泥をふやかし、柔らかい刷毛やブラシを用いて除去するという方法をとることとした(写真16)。したがって、河川の洪水で水損した文化財の洗浄作業では、水がふんだんに使えるということが必須となる。また、応急措置の段階でおこなう洗浄作業は、必要最小限にとどめておきたい。少しでも多くの被災した文化財を速やかに安定した状態にするためには、救出した文化財1点、1点に関わる時間をいかに少なくするかということが重要な要素となる。あまりにも丁寧な作業はかえって、救出資料に施す応急措置の全体点数を落としてしまうことにもなるので、応急措置の程度をしっかりと見極めながら、作業を進めていくことが必要となる。そこで、筆者は応急措置でおこなう洗浄作業の道具は、大、中、小の3種類の刷毛、大、小の2種類のブラシ、1種類の筆で構成した6種類の洗浄キット(写真17)を用いることにしている。もちろん、被災状況によっては、この種類が少なくなることもある。そして、洗浄キットで落とせる汚れだけを対象とし、それ以上の洗浄作業はあえておこなわないというルールで臨んでいる。日頃、博物館資料や文化財に携わっている学芸員や保存修復の専門家は物足りなさを感じることもあるだろう。しかし、あくまで本格的な洗浄あるいは破損個所の



写真 16 河川の水害で被災した民俗文化財の洗淨作業

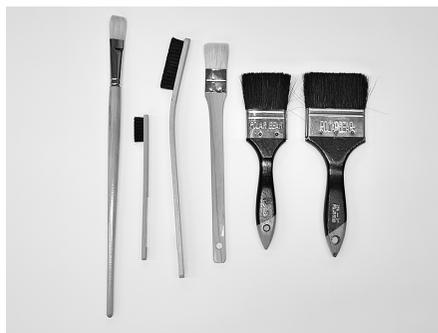


写真 17 洗淨キット

接着復元といった専門的な技術を要する作業は、次の保存・修復活動のステージでおこなうものとして割り切って、応急措置としての洗淨程度を判断しているのである。

5.2 東日本大震災での応急措置活動

兵庫県佐用町の洪水で被災した民俗文化財への応急措置としておこなった洗淨作業は、東日本大震災における文化財レスキューでも応用することができた。しかし、実際に洗淨作業をおこなううちに、津波による文化財の表面の汚損状態は、河川の水害とは異なるものであることに気づきはじめた。

それは、東日本大震災で被災した民俗文化財の表面を汚損しているもののほとんどが海砂であったということである。そして、この砂は河川の水害で文化財表面に固くこびりつく泥などとは違って、乾燥した状態になると、水を使わなくても、刷毛などによる払い落としの作業で十分に除去できるということである。このことは、応急措置を進めていた時期が梅雨を迎えつつあり、水を使った洗淨後の乾燥過程でカビが発生することが懸念される状況では、幸運であった。そこで、被災した多くの民俗文化財については、水を極力用いず、表面に付着した砂の払い落としの作業で対応することとした。また、前述した「洗淨キットで除去できるところまで」という極めて明快的な判断基準で洗淨作業に臨んだことから、5月から11月の7か月程度の期間で筆者が作業責任者となった現場だけでも約4,000点にも及ぶ大量の民俗文化財の洗淨を達成することができた。なお、これらの民俗文化財は1か所だけのものではない。図7に示すように、筆者たちはあえて固有の現場をもたずに、要請のある場所に赴くこととしていたため、さまざまな現場で作業をおこなっていた。その結果、8つの地域の民俗文化財約4,000点の応急措置をおこなったということになる。

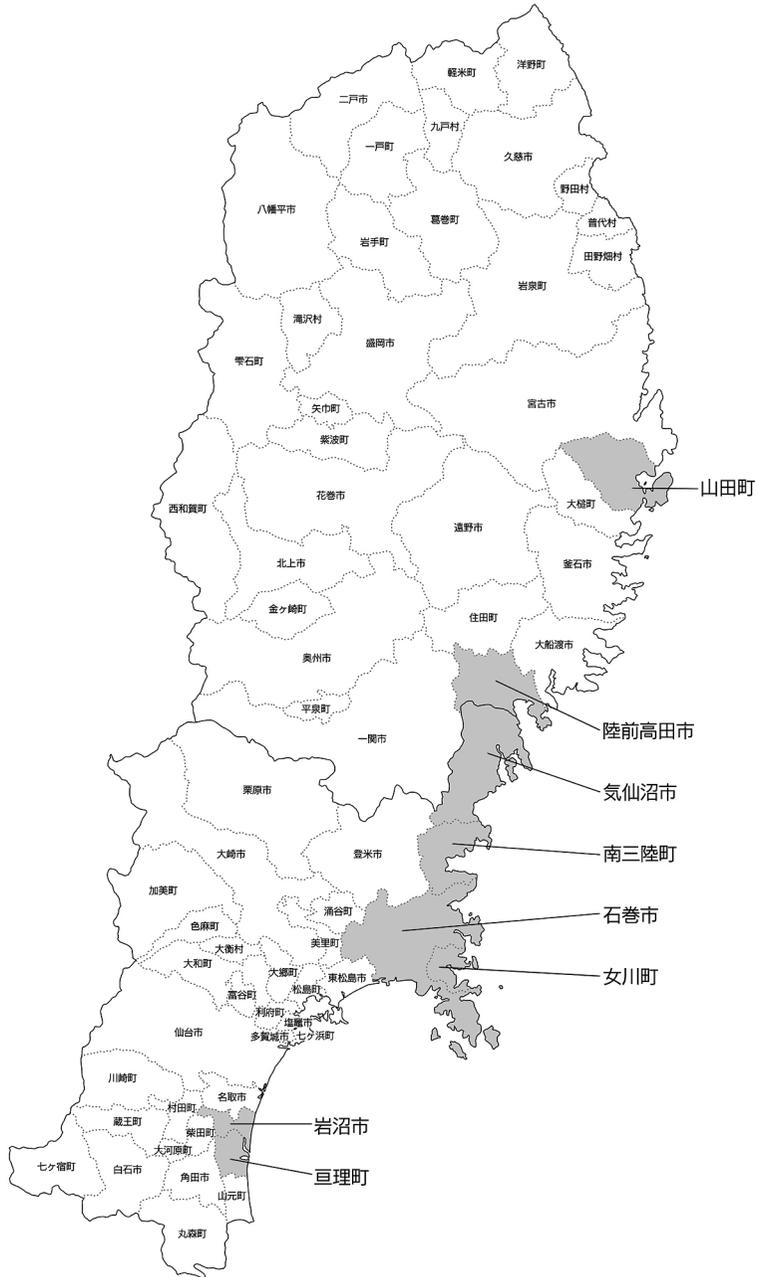


図7 民博チームが救援活動に参加した地域 (■が民博が作業にいった場所)

また、東日本大震災では、これまで経験したことのない津波による被災であったことから、被災した文化財の大きな劣化要因として問題視されたもののひとつに、海水の塩分があった。この問題については、実際の文化財レスキューの応急措置の現場のなかで、出土遺物や自然史関係、古文書等の文化財は、塩分の除去のための脱塩処理が施され、この処理に関する情報についても講習会が開催されたり、WEB上でその方法論が公開されていた（東京文化財研究所 HP 2014）。筆者も民俗文化財の保存処理でおこなってきた脱塩処理の経験（日高 2003: 73-79）から、東日本大震災で被災した民俗文化財に対して、脱塩処理が必要になるかもしれないという思いはもっていた。しかし、同時に、海水に飲み込まれた期間が極めて限定される津波の被害のなかで浸透した塩分が、民俗文化財にとって緊急に脱塩処理をおこなわなければならないほどの劣化要因になるのかという疑問も抱いていた。

実のところ、民俗文化財は他の文化財に比べて、平常時の状態は安定しているものが多い。それは、比較的最近まで私たちの生活や生業のなかで使用されてきたものであるということが大きな要因となっている。平素、使用されている道具は当然、手入れもされているので、いい状態が維持されている。まして、美術工芸品のように観賞するためではなく、道具として製作されたものでもあることから、必然的にある程度の耐久性は備えているものである。したがって、これまで筆者が民俗文化財の保存修復の専門家として関わった保存処理のなかで脱塩処理が必要と判断されるものは、常時、塩水にさらされてきた漁撈用具や高濃度の塩分環境のなかで使用された醤油醸造用具、製塩用具のようなものが中心であった。加えて、民俗文化財の主要素材である木材への塩分の影響について、筆者は、木材の含水率の違いによって、塩分吸収に差が生じるのか検証をおこなった（日高・石井・川本・和高・河村・橋本 2010: 310-311）。ここでは、民俗文化財によく使用されるスギとヒノキを木材サンプルとし、いずれも 3 cm 角材を用いた。最初に温度 20°C、相対湿度 50%に調整した恒温恒湿器にて 1 ヶ月間保管後、相対湿度 50%に調湿したデシケーターで 24 時間保管し、木材の含水率を均一にした。次にイオン交換水に 5 日間、90 日間浸漬したサンプル材をスギ、ヒノキそれぞれ 3 個用意し、各サンプル材を飽和食塩水に 202 日間浸漬した。イオン交換水浸漬 5 日間の木材サンプルの重量結果を表 7 に、イオン交換水浸漬 90 日間の木材サンプルの重量変化の結果を表 8 に示す。これらの結果から、基本的に乾燥した木材は塩分を吸収しにくいということがいえ、津波という限定された時間のなかで海水に浸水したこととなる民俗文化財への塩分の影響は比較的少ないのではないかと考えたのである。

表7 イオン交換水に浸漬5日間の木材サンプルの重量変化

サンプル条件：イオン交換水浸漬（5日間）	ヒノキ 5-1	ヒノキ 5-2	ヒノキ 5-3	スギ 5-1	スギ 5-2	スギ 5-3
実験開始前の重量（g）	13.800	13.997	12.179	10.681	9.390	11.569
飽和食塩水浸漬→乾燥後の重量（g）	19.24	19.66	17.90	13.00	11.44	14.55
実験開始前の重量からの増減（g）	+5.44	+5.66	+5.72	+2.32	+2.05	+2.98
変化率（%）	139.42%	140.46%	146.97%	121.71%	121.83%	125.77%
平均変化率（%）	142.28%			123.10%		

表8 イオン交換水に浸漬90日間の木材サンプルの重量変化

サンプル条件：イオン交換水浸漬（90日間）	ヒノキ 90-1	ヒノキ 90-2	ヒノキ 90-3	スギ 90-1	スギ 90-2	スギ 90-3
実験開始前の重量（g）	12.786	13.021	12.682	10.763	10.854	9.912
飽和食塩水浸漬→乾燥後の重量（g）	19.45	19.70	19.68	18.13	18.02	17.42
実験開始前の重量からの増減（g）	+6.66	+6.68	+7.00	+7.37	+7.17	+7.51
変化率（%）	152.12%	151.29%	155.18%	168.45%	166.02%	175.75%
平均変化率（%）	152.86%			170.07%		

実際に被災した民俗文化財の状態を観察したところ、2011年段階においては、脱塩処理をすぐにおこなわなければならないという状態は観察されなかった。むしろ、仮に脱塩処理をおこなった場合の問題点の方が大きいと感じたのである。それは、脱塩処理がおこなえる環境が整えられているのかという問題である。民俗文化財はさまざまな形状や大きさがあり、木材を中心としつつも、金属や紙、漆塗りなども含まれており多様な素材で構成されている。また、資料群として大量の資料を一括で扱うことも必要である。したがって、民俗文化財の脱塩処理では、複数の構成素材の状態を注意深く観察しながらおこなうとともに、大量の民俗文化財を処理できる大きな水槽、もしくは数多くの水槽を用意しなければならない。また、被災地において、民俗文化財の脱塩処理を管理できる状況にあるのかという問題点もあった。木材を脱塩液に浸漬するという事は、当然、処理後の乾燥作業が必要となってくる。大量に水を含んだ木材は一気に乾燥させると、収縮、変形、あるいは亀裂といった破損を引き起こしてしまう。したがって、一度、脱塩処理を実施した場合、ゆっくりと乾燥させる場所がある程度の期間必要になってくる。被災現場からやっとの思いで救出し、あまり広くないスペースに仮置きすることが求められた一時保管場所で、ここにあげたような問題を解決できる環境を整えることは難しいと考えたのである。

以上のことから、筆者は、東日本大震災で被災した民俗文化財については、ひとまず脱塩処理をおこなわないことを保存科学者として判断し、より緊急的に実施しなければならない津波による砂やヘドロの除去を中心とした洗浄作業という応急措置をお

こなうという決断をしたのである。

ただし、塩分に関する問題を棚上げにしたわけではない。筆者は2012年度からは脱塩処理に冠する予備実験をおこない、その方法についての提言をおこなっている(日高・園田・和高・河村・橋本・小谷2013:45)。

6 結論——文化財レスキュー後の活動

本論では、被災文化財への支援体制の枠組みから、具体的な活動となる救出、一時保管、整理・記録、応急措置までの活動をまとめてきた。しかし、文化財レスキューは、救出・一時保管・応急措置で終わるものではない。これらの作業を施した被災文化財をどのように被災地で活用し、次の復興活動や地域再生の活動につなげていくのか。あるいはこの災害の記憶をどのように次世代に引き継いでいくのかということも視野に入れなければならない。文化財レスキューの抱える最大の課題は、まさに、文化財レスキュー以後の活動をどのように射程に入れるのかという点である。応急措置をおこなって、ある程度、安定した状態にした段階で終了と無意識のうちに考えていないかという点は、筆者も含めた文化財の保存科学を専門とする研究者は自問しておくべきことである。一方で、現状の文化財レスキューでは、文化財レスキュー活動以降の役割は担えない。それは、文化財レスキューをおこなう組織である救援委員会は、緊急時の活動組織であり、平常時に設置されるものではないからである。しかしながら、その活動の先の活動、本稿で表1に示した活動段階でいうと保存修復以降の活動は常に意識すべきことであり、この点については実際に支援に赴いた筆者らが個別に整理して事例を積み上げていくことが、現在取り組むべき課題と考えている。

この点について、筆者は博物館の機能を活かす活動として、災害をテーマにした展示に注目している。博物館における災害をキーワードとした展示には、3つの視点があると考えられる。一つめは、災害発生後におこなわれる展示、二つめは、被災地から学びを得て、将来の防災、減災を考えるための展示、三つめは、一つめ、二つめの展示を継承しながら、その大災害の経験を後世に伝える記憶をつなぐ展示である。ここで展示される被災文化財は、被災地の地域文化を再認識する役割だけではなく、過去の災害の被災要因を分析する材料になるとともに、その災害の記憶そのものを伝えていく役割を担うものである。さらに、ここでおこなわれる展示は、将来の減災対策を考えるきっかけとなると考える。そこで、これらの視点に基づいて、具体的におこなわれた災害をテーマとする展示を振り返りたい。

一つめの視点として取り上げた「災害発生後におこなわれる展示」については、東日本大震災においても早い段階から被災地の文化を確認するための展示が試みられている。

青森県三沢市歴史民俗資料館でおこなわれた「地震海鳴りほら津波 2011 ～三沢の漁業を襲った東日本大震災～」は、現在、追手門大学に所属している橋本裕之氏がプログラムディレクターとして企画し、2011年9月11日から11月27日に開催された展示である。おそらく東日本大震災をテーマとした企画展としては、最も早い段階で実施された展示のひとつである。本展示では、東日本大震災で甚大な被害を受けた三沢漁港に焦点を当て、三沢漁港で収集された大漁旗や瓦礫、被災した際の映像等を展示し、震災そのものの凄まじさを来館者に伝えていた。また、将来の漁業再建に向けた応援メッセージとしての位置づけを明確にしていた展示であった。まさに震災後、地元の応援歌として地元の博物館でおこなわれた展示なのである。そして、ここで収集され、展示された大漁旗や瓦礫、被災した際の映像等は生々しい東日本大震災の震災資料となる可能性があった。しかしながら、展示終了後、これらの瓦礫等のほとんどが廃棄されたとのことである。いわゆる平常時における博物館資料としての価値づけがなされなかったということであり、このことは、今後、震災資料の文化財的な価値については議論を進める必要性を感じる。

もうひとつ、震災後早い段階で実施された展示として、「震災からよみがえった東北の文化財展」を取り上げたい。本展示は遠野市文化研究センター、遠野市立博物館を中心とした「震災からよみがえった東北の文化財展」実行委員会が主催したもので、2012年2月26日から3月11日を東京都立中央図書館で、2012年3月16日から3月28日を遠野市立博物館で開催している。本展示は、「文化財レスキュー事業」で救出された文化財を復興のシンボルと位置づけ、被災地への支援協力や被災者への応援、そして地域社会における文化財の大切さや象徴性を再確認することを狙いとしている。

ここで、本展示の主催者である「震災からよみがえった東北の文化財展」実行委員会に注目してみたい。この組織は、前述した遠野市の2つの組織（遠野市文化研究センター、遠野市立博物館）のほか、陸前高田市、大船渡市、大槌町、山田町、宮古市、東京都立中央図書館、日本ミュージアム・マネジメント学会、NPO法人日本子守唄協会が参加している。このなかで特に注目されるのは、震災後1年という段階で、甚大な被害を受けた陸前高田市、大船渡市、大槌町、山田町、宮古市といった三陸沿岸部の被災自治体が展示に参画しているということである。このことは、被災地が復

興活動を進めていく際、地域文化への振り返りの重要性を自らが意識している事例ととらえることができる。

二つめの視点である「被災地から学ぶ被災文化財の展示」については、前述した2012年度開催の「震災からよみがえった東北の文化財展」から引き続き考えてみたい。本展示の開催地は、静岡県、愛知県、兵庫県の3県であり、2011年度の開催地よりもさらに地域的な広がりをもったものへと発展している。開催場所は、静岡県会場は静岡県庁、愛知県会場は大府市横根公民館、兵庫県会場は神戸市の人と防災未来センターである。このように開催地が地域的な広がりをもった本展示は、地域文化への振り返りの重要性を伝えるという展示目的とともに、被災地から学びを得て、将来の備えを考える展示へとその役割を発展させたものといえる。

また、筆者自身も2012年度に被災地から学ぶ被災文化財の展示として、「記憶をつなぐ—津波被害と文化遺産」をおこなった。本展示は、東日本大震災に着目し、被災文化遺産のレスキューの概要と、この震災の記憶を今後どのように継承していくのかを考えていくことをテーマとしたものである。展示の枠組みはわたしが所属する民博の企画展であると同時に、人間文化研究機構による連携展示としての側面もあり、民博と東京都の国文学研究資料館（以下、国文研）、千葉県の国立歴史民俗博物館（以下、歴博）による共同展示でもある。展示は大阪会場の民博と、東京会場の国文研において開催した。

本展示は、地域に根差した文化財や過去の災害の記憶を改めて見つめなおし、次世代に向けて復興する地域社会が自身の基層文化を認識し、防災や減災を考慮した地域づくり、町づくりの計画を策定する必要性を示すことを展示の趣旨としている。本展示は、東日本大震災から1年半以上がたち、わたしたちがニュース等で被災地のことを目にする機会もめっきり少なくなってきた時期にあえておこなった。そのことによって、被災地への眼差しを呼び覚ますことも狙いの一つとした。それは、被災地の復興がなかなか進展を見せていないという現実、そのなかにあっても、必死の復興作業が進められている事実、そして、まだまだ全国規模での支援が必要であるということ由来館者に訴えたいという想いからである。さらには、多くの課題が山積する復興活動に対して、私たちの立場で何ができるかを考え、実行するということがどのようにおこなわれるべきなのかも本展示では提示しようとした。

以上、ここでは二つの展示を紹介した。これらの展示は、自然災害そのものは防ぐことができないとしても、その被害を少しでも減災させるための対策について、地域文化を意識する機会となったと考える。

3つ目の視点である「大災害の経験を後世に伝える記憶をつなぐ展示」は、メモリアルとしての機能を期待される展示でもある。ここでの展示は、大災害の経験からの学びから、再びその地域で大災害が発生した場合の備えとすることを目的とした展示である。そしてこの展示は、被災地における災害の記憶の集積地として被災地につくられるものであり、来館者はかつての被災地の現場でそこで起こった大災害の経験を学ぶこととなる。

このようなメモリアル機能を持った資料館、博物館施設について、財団法人消防科学総合センターは、中越メモリアル回廊、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター（以下、人と防災未来センター）、雲仙岳災害記念館（がまだすドーム）、磐梯山噴火記念館、稲むらの火の館をあげている。ここでは、列挙されている施設のうち、人と防災未来センターについて、考察を進めていく。

人と防災未来センターは、2002年に防災未来館、2003年にひと未来館を開館、その後、2010年に両館を統合し、人と防災未来センターとして再開館した施設である。施設の設置目的は、1995年1月17日の阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援を図り、安全・安心な市民協同・減災社会の実現に貢献することとされている。ここでの展示は、フロアごとに展示テーマが設けられ、来館者はそれぞれのフロアの展示趣旨を理解しやすい仕掛けとなっている。なかでも、阪神・淡路大震災の記憶が集積されている震災の記憶フロアのモノやそこで上映されている映画、語り部の方々から直接聞くことのできる体験談は、阪神・淡路大震災から20年がたった今でも多くのメッセージを来館者に伝え、そこから得られる教訓は色あせることはない。まさに、将来へつながる被災文化財の活用となっている。ただし、今後の課題として、語り部の方々の高齢化やその記憶を継承する次世代の語り部の育成などもでてくるのではないかと考える。

以上、災害をテーマとした展示について述べてきたが、これらの展示では、活用される被災文化財が語る場を意識して展示制作をおこなっていくことが必要である。それでは、このような被災文化財が語る場、地域が改めて被災文化財を認識するような仕掛けづくりにはどのような視点が必要となるのだろうか。その点を考える場合、地域文化とはどういうものかというところから整理すべきであろう。地域文化とは、歴史的な時間の流れで常に変化していくものである。この変化は、時が経過していくなかで、その地域で評価されることもあれば、評価されないこともある。そして、今を生きる人々は、これまでの変化を評価したり、あるいは否定したりしながら、生活環

境を整えて、「今」の地域文化を築いている。このような地域文化の変化は、博物館という施設で感じることができる。また、さまざまな世代が結束するような地域の祭礼や芸能などの場で体感することもできよう。しかし、災害は、このような長い時間をかけて緩やかな変化を遂げてきた、「今」という生活の場を一瞬にして破壊し、さらには取り返しのつかないような文化破壊を招く危険性をはらんでいる。災害後、復旧作業で、ガスや電気、水道のインフラが整えば、次の復興に踏み出せる。その後、寝食できる住宅が再建できれば、そこでくらししていけるだけの環境は整う。しかしながら、このことだけで、災害からの復興が完了したといえるのだろうか。筆者はそうは思わない。ここで求められることは、今、まさに再建しようとしているくらしの場が、どのような歴史的な変遷を経ながら、今日に至ったのかということを正しく認識する機会が設けられることだと考える。また、その地域文化の変遷を正しく認識すべき対象者は、これからその地域でくらししていく、あるいは担っていく立場の人々であろう。だからこそ、博物館は、そのような理解を深める、あるいは情報を提供する装置として、その存在を示すべきではないだろうかと考えるのである。特に災害という突発的な文化破壊が生じたときこそ、その地域で育まれた文化や、長い時間のなかで緩やかに変化してきた地域文化の変遷過程について、博物館は丁寧に伝えていく役割があるのではないかと考えるのである。

災害からの復興過程で何より怖いのは、復興という名のもとに、これまで培われてきた地域文化の変遷を無視した新しい生活空間を創出させてしまうことである。人がそこに住みはじめ、長い時間をかけて作った生活環境は、その土地の環境に適合しながら成熟してきた文化を育てている。したがって、そのような長い時間経過のなかでは、その土地の環境に適応するために、人びとは幾度となく失敗を繰り返しながら、そこに住んできたのである。災害後、新しく作られる生活空間に、このような経験が生かされないということは、再び、過去の過ちを犯してしまうことになりかねない。繰り返しになるが、だからこそ博物館は地域の歴史変遷を表現する記憶装置として、その地域文化を表象し続けなければならないと考えるのである。このような視点から、わたしは外からの支援者として、これから地域を担っていく子どもたちに、その地域文化や災害の記憶を受け継いでもらうための展示活動は必要と考える。

なお、外からの支援者として、筆者が被災地の文化財に関われる限界もある。地域の文化財を担うのは、その地域の人々であり、被災した文化財をこれからどのように受け継いでいくかの判断は、その地域に住まう人々に委ねるしかない。もちろん、この段階をもって、筆者が支援活動を進めてきた被災地と関与しなくなるということ

はない。むしろ、地域の主導の文化保存が考えられるようになってから、地域文化の継承の在りようについて関わる、文化財の保存を考える研究者としての日常に筆者も戻っていく活動へと展開するのだと考えている。

以上、本論では、東日本大震災で実施した文化財レスキューの活動を振り返りつつ、文化財レスキューのあり方について論じてきた。あらためて感じるのは、この活動は、いかに多くの人に参加してもらえるのが成否を分けるということである。そして、そのような支援集団のなかには、学芸員や保存科学者などの専門家が入ることで、作業効率が上がっていくと考える。しかし、通常の災害の場合の文化財レスキューは、その地域の学芸員を中心とした文化財レスキューがおこなわれるのが一般的であり、そのときには、慢性的な人手不足となることが多い。それでは、どのようにして多くの人手を集めるのか。一つの考え方として、博物館・美術館の学芸員だけではなく、それらの施設で資料保全の活動をおこなっているボランティアの方々や友の会の方々に参加いただくことも考えられるのではないだろうか。このような方々は、文化財に対する関心が比較的高い市民といえ、文化財レスキュー後の活動においても協力を得ることができると考える。救出した文化財は、再び、その地域の文化財として継承されなければ、未来に受け継がれていかない。そのような土壌は、博物館等の専門家だけで形成するものではなく、日ごろ、博物館等の活動に関心をもっている市民が主体となって形成するものであろう。そのような観点に立った場合、文化財の継承ための土壌づくりを支えてくれる方々に、参加いただける作業については積極的に参加していただくことも一案かと思うのである。

謝 辞

本研究は、東日本大震災発生後、国立民族学博物館に設置された大規模災害復興委員会のもと実施し、中心メンバーである吉田憲司教授、林勲男准教授には活動を進めるにあたっての適切な助言をいただいた。また、東日本大震災発生直後から園田直子教授には保存科学の側面から多くのサポートをいただいた。さらに、当館の平井京之介教授、合同会社文化創造巧芸の和高智美氏、石井里佳氏、公益財団法人元興寺文化財研究所の河村友佳子氏、橋本沙知氏には、文化財レスキューにともに参加し、保存修復技術の開発等において分析作業等の補助をいただいた。ここに記して謝意を表する。なお、本研究の活動は以下の研究プロジェクトで実施した。

人間文化研究機構連携研究「文化遺産の復興に向けたミュージアムの活用のための基礎的研究—大学共同利用機関の視点から」（代表 日高真吾 2012年度から2014年度）

人間文化研究機構連携展示「記憶をつなぐ—津波災害と文化遺産」（代表 日高真吾 2012年度）

国立民族学博物館文化資源プロジェクト「東日本大震災で被災した文化財の保管環境に関する調査研究」（代表 日高真吾 2012年度から2014年度）

注

- 1) 『文化庁防災業務計画』は、その後、2001年1月6日、2004年4月1日、5月20日、2006年9月25日、2008年6月30日に修正が加えられている。
- 2) 救援委員会の設置期間は、結果として、被災地の状況が広範囲に及び各県で状況が違ってきたこと、あまりにも膨大な文化財群に対応するには1年間の活動では間に合わないという判断から、2013年3月31日まで継続された。
- 3) 阪神・淡路大震災時の救援委員会の活動では作業者は救援委員会の腕章を着用すること、東日本大震災では身分証を携帯することが義務付けられ、いずれも公益な活動をおこなっていることを周知することとしていた。
- 4) 筆者は国立民族学博物館において2010年に開催した企画展「歴史と文化を救う——阪神淡路大震災からはじまった被災文化財の支援」のリーフレット中で被災文化財の復興段階を初めて紹介している。
- 5) 前述した調査項目では、捕虫トラップ（イカリ消毒株式会社）を用いた生物生息調査とエアサンプラー（BIO SAMP MBS-1000：日水製薬株式会社）による空中浮遊菌の調査、パーティクルカウンタ（KM-02型：リオン株式会社）による塵埃量の調査がこれに該当する。

文 献

青木 睦

- 2012 「東日本大震災における津波被災文書の救助・復旧活動——国文学研究資料館報告」『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度報告書』pp. 121-130, 東京：東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局。

石崎武志編

- 2012 『博物館資料保存論』東京：講談社。

内田俊秀

- 2000 「被災状況と文化財救出活動」文化財保存修復学会編『文化財は守れるのか——阪神・淡路大震災の検証』pp. 14-18, 東京：クバプロ。

加藤幸治

- 2012 「東北学院大学における被災文化財の支援活動」日高真吾編『記憶をつなぐ津波災害と文化遺産』pp. 68-86, 大阪：千里文化財団。

公益財団法人文化財虫菌害研究所編

- 2014 『文化財のIPMの手引き』p. 5, 東京：公益財団法人文化財虫菌害研究所。

小谷竜介

- 2014 「被災地博物館の実りある連携を目指して」『季刊民族学』148: 26-30, 大阪：千里文化財団。

佐藤大介

- 2012 「3.11大震災と宮城資料ネットの被災資料レスキュー活動からみえてきたこと」文化財保存修復学会編『文化財の保存と修復13——災害から文化財をまもる』pp. 25-50, 東京：クバプロ。

全国美術館会議 HP

- 2014年6月24日アクセス 「全国美術館会議総会」http://www.zenbi.jp/data_list.php?g=9HP

東京文化財研究所 HP

- 2014年4月28日アクセス 「被災文化財救済の初期対応の選択肢を広げる——生物劣化を極力抑え、かつ後の修復に備えるために」
<http://www.tobunken.go.jp/~hozon/rescue/rescue20110510.html>

東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局

- 2012 「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー）実施要項」

- 『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度報告書』p. 267, 東京: 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局。
- 独立行政法人東京文化財研究所編
2011 『文化財の保存環境』東京: 中央公論美術出版。
- 日高真吾
2003 「民具の保存処理について」『民族藝術』pp. 73-79, 大阪: 民族藝術学会。
2012a 「東日本大震災における文化財レスキューについて—民俗資料を中心に」文化財保存修復学会編『災害から文化財をまもる』pp. 81-89, 東京: クバプロ。
2012b 「国立民族学博物館の活動」『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度報告書』pp. 131-135, 東京: 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局。
- 日高真吾・石井里佳・川本耕三・和高智美・河村友佳子・橋本沙知
2010 「民俗資料の劣化とその対処法に関する研究(1)—木部への塩分浸透実験と金属防錆処理法の検証実験」『日本文化財科学会第27回大会要旨』pp. 310-311, 大阪: 日本文化財科学会。
- 日高真吾・内田俊秀
2014 「阪神・淡路大震災における文化財保存修復学会の活動」『文化財保存修復学会第36回大会要旨集』p. 315, 東京: 文化財保存修復学会。
- 日高真吾・岡田 健
2012 「被災した文化遺産のレスキュー活動—東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会と国立民族学博物館」日高真吾編『記憶をつなぐ—津波被害と文化遺産』pp. 56-67, 大阪: 千里文化財団。
- 日高真吾・園田直子・和高智美・河村友佳子・橋本沙知・小谷竜介
「東日本大震災で被災した民俗資料の脱塩処理に関する一考察」『文化財保存修復学会第35回大会要旨集』pp. 46-47, 東京: 文化財保存修復学会。
- 日高真吾・園田直子・和高智美・河村友佳子・橋本沙知・小谷竜介・幡野寛治・村上市教育委員会
2013 「東日本大震災による被災民俗文化財の一時保管場所の環境について」『前掲書』pp. 108-109, 東京: 文化財保存修復学会。
- 文化財保存修復学会
2000 「阪神・淡路大震災文化財救済関連年表(1999年 文化財保存修復学会作成)」文化財保存修復学会編『前掲書』pp. 7-11, 東京: クバプロ。
- 文化財保存修復学会編
2000 『文化財は守れるのか—阪神・淡路大震災の検証』東京: クバプロ。
2007 『私たちの文化財を救え!!—災害と向き合う』東京: クバプロ。
2014 『文化財の保存と修復14—災害から文化財をまもる』東京: クバプロ。
- 文化財保存修復学会 HP
2014年4月28日アクセス 「災害対策調査部会からのお知らせ」
<http://jsccp.or.jp/disaster/index.html>
- 文化庁
2000 「文化財(美術工芸品等)の防災に関する手引書」文化財保存修復学会編『文化財は守れるのか—阪神・淡路大震災の検証』pp. 148-152, 東京: クバプロ。
「文化庁非常災害ハンドブック(抄)」文化財保存修復学会編『前掲書』pp. 159-161, 東京: クバプロ。
「文化庁防災業務計画」文化財保存修復学会編『前掲書』pp. 153-159, 東京: クバプロ。
- 本田光子・森田 稔編
2012 『博物館資料保存論』東京: 財団法人放送大学教育振興会。
- 三浦定俊・佐野千絵・木川りか
2004 『文化財保存環境学』東京: 朝倉書店。
- 村上博哉
2012 「全国美術館会議による文化財レスキュー事業」『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度報告書』pp. 151-155, 東京: 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局。